

第三十四回

参議院内閣委員会会議録 第二十三号

(三三三)

昭和三十五年四月二十八日(木曜日)午前十一時一分開会

委員の異動

本日委員小柳牧衛君辞任につき、その補欠として大谷賛雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
委員 村山 伊藤 藤潤君
横川 順道君
大谷 賛雄君
正市君

中野 文門君
若狭 得治君
定期船課長 中野 大君
運輸省自動車 局業務部長 梶本 保邦君

本日の会議に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政管理厅設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について御報告いたしました。本日小柳牧衛君が辞任され、大谷賛雄君が選任されました。

前回に於いて質疑を行ないます。政

府側出席の方々は、前田運輸政務次官、細田運輸省房長、若狭運輸省海運局次長、梶本運輸省自動車局業務部長、以上の方々でござります。

御質疑の方は、順次御発言を願います。

國務大臣 国務大臣 前田 郁君
政府委員 行政管理厅行 政監察局長行 政監察局長行
前田 原田 須谷 秀次君
益谷 秀次君
山口 須谷 秀次君
辻 政信君
矢崎 三義君
山本伊三郎君
鶴園 哲夫君
松本治一郎君
松村 定吉君
下村 定君
一松 定吉君
松村 秀逸君
鶴園 哲夫君
松本治一郎君
矢崎 三義君
山本伊三郎君
西君

運輸大臣官房長 細田 吉藏君
事務局側 常任委員 会専門員 杉田正三郎君
説明員 監察局東京管轄 行政監察局長 森 浩君
定期船課長 中野 大君
運輸省自動車 局業務部長 梶本 保邦君

○山本伊三郎君 それでは運輸省設置法の一部を改正する法律案について三

点ほど運輸当局に質問をしたいと思ってます。大臣おられませんから、政務次官並びに関係当局でけつこうでござります。

まず第一に、本法律案の第一の内容である国内旅客船公團に関連をして若干質問をしたいのですが、御存じのように、わが国は相当島嶼が多うございまして、その間における離島との連絡船が相当たくさんあるとおもいます。それに関連して、現在の実情を一つお尋ねしたいと思う。現在離島から会社の数及び船舶の現状、どうなっているか、まず最初この点一応御説明願いたい。

○説明員(若狭得治君) 国内旅客船の現状を申し上げます。

昭和三十四年八月三十日現在の統計がござりますので、これらに基づきまして御説明申し上げます。わが国

国内旅客船の航路数は、定期が五百五十五航路でござります。不定期が五百三航路、使用船舶は、鋼船が定期におきまして二百八十九隻の八万九千二百五十五トン、それから木船は、定期が隻数が千九百二十七隻、三万六千三百四十トンでござります。合計いたしまして、二千百十六隻の十二万五千五百四十五総トンでございます。これを經營いたしております事業者数は、合計九

百二十でございますが、うち会社経営によるものは二百四十九社、それから百二十でございますが、うち会社経営によるものは二百四十九社、それから

個人経営のもの五百九、地方公共団体経営のものは百七、協同組合、企業組合等の経営によるものが四十八、その他

の四十一社、組合その他のもの三十三社、合計二百社、そういうような状況につきましては、航路数が先ほど申しましたように五百三でございまして、

使用船舶は合計千百六隻の二万五千五百五十六トンの船舶をもって經營しているわけでござります。この事業者数は会社が百二十九、それから個人の経営によるものは二百三十四、地方公共

團体の経営によるもの二十一、協同組合、企業組合等の経営によるもの十一、

その他の組合によるもの四、合計三百九十九の事業者がいるわけでござります。国内定期船及び不定期船の旅客航

路の経営の状況は以上のようなものであります。

○説明員(若狭得治君) その他の組合によるものは二百三十四、地方公共

團体の経営によるもの二十一、協同組合、企業組合等の経営によるもの十一、

その他の組合によるもの四、合計三百九十九の事業者がいるわけでござります。国内定期船及び不定期船の旅客航

路の経営の状況は以上のようなものであります。

○説明員(若狭得治君) 相当膨大な航路、それから会社数でございますが、一々の経

営状態は、これは運輸省といえどもそ

こまで十分きよう答弁できるかどうか知りません。大体経営状態、地方公共

団体も若干やつておるようでございま

すが、主として民間のやつておる会社並びに個人の経営状態はどうなつてお

るか、この点一つお答え願いたい。

○説明員(若狭得治君) 私の方で調査いたしました資料を申し上げますが、これは全部でございませんので、お断わり申し上げます。利益の出ている会

社は、現在会社数におきまして三十九社、個人の経営のもの二十五社、その他

合計いたしまして七十一社航路の利益が上がっているというものがございま

す。また、欠損の出ているものは会社

経営のもの百二十六社、個人経営のも

の四十一社、組合その他のもの三十三

社、合計二百社、そういうような状況につきましては、航路数が先ほど申し

ましたように五百三でございまして、

使用船舶は合計千百六隻の二万五千五

百五十六トンの船舶をもって經營して

いるわけでござります。この事業者数は会社が百二十九、それから個人の経

営によるものは二百三十四、地方公共

團体の経営によるもの二十一、協同組合、企業組合等の経営によるもの十一、

その他の組合によるもの四、合計三百九十九の事業者がいるわけでござります。国内定期船及び不定期船の旅客航

路の経営の状況は以上のようなものであります。

○説明員(若狭得治君) その他の組合によるものは二百三十四、地方公共

團体の経営によるもの二十一、協同組合、企業組合等の経営によるもの十一、

その他の組合によるもの四、合計三百九十九の事業者がいるわけでござります。国内定期船及び不定期船の旅客航

路の経営の状況は以上のようなものであります。

○説明員(若狭得治君) その他の組合によるものは二百三十四、地方公共

一つ考えてもらうということを、大臣はおられぬが政務次官がはつきりと言えるかどうか、この点を一つお伺いしておきたいと思う。

○政府委員(前田都君) ただいまの山本委員のお話は、大臣によく伝えまして、今後ともできる限りの努力をいたしたいと考えます。

○山本伊三郎君 運輸省の今後の努力と態度を一つ今後見守っていただきたいと思いますが、この問題につきましては、まあ時間の関係もありますので、一応この辺でこの問題については本日は終わります。

と思えば、住民に犠牲を払わせる以外にないのです。これは調査されてもわかると思うのです。学校の生徒が毎日義務教育を受けるためにこの連絡船に乗つておる人がたくさんおるのです。こういう実情からいへば、これは会社の経営だといつてまかしておくことは自体が、もう問題がある。これは国の責任です。それが補助金が予算が取れなかつたからということで、當團にすべてをすりかえて、こうと思っても、それはだめなんです。従つて私はこの設置法についてはまだいろいろ意見がありますけれども、この問題は、この法案が審議される場合にぜひこれを政府部内で大きい問題にしていただきたいと思うのです。大臣おられませんが、特に私は大臣に要望したいと思います。政務次官は、ただ一人の内閣委員が書つておるという感覺で受け取られては困まる。日本の周辺にある島嶼に住んでおる全住民が、これに対しきづめて強い要求を持つておるということを、これを一つ十分伝えてもらいたい。総理大臣にも伝えてもらいたい。同じ日本の国民ですよ。島に住んでおるというために、きづめて非文化的な生活をしりられておる。それに対して政府は非常に傍観的な、観光船には力を入れておるけれども、そういうところには補助金を本年度はしばつておる。こういう点は、島に住民のみならず、日本国民としてこれは捨てておけないのでございまますので、われわれは十分考えてもらいたい。これはまあ一応要望しておきます。

うものを政府の開銀の融資方針の中に
入れたのでございます。これは石炭、
鉄鋼、電力、造船、そいつた大きなもの
のがござりますので、なかなか項目を
起こすということは、政府部内といった
しましては、他のいろいろな面から申
し入れがございましたから、むずかし
かったのでございますが、都市交通の
重要性にかんがみまして、これを三四十
四年度初めて政府の方針として入れる
ことにいたしましたのであります。その結
果、三十四年度といたしましては、地
下鉄の建設促進のための財政資金が三
十五億、それから郊外の私鉄の整備に
つきまして八億、この郊外の私鉄の整
備と申しますのは、それは東京、これ
から引き続いて京阪神が出て参ります
が、地下鉄との相互乗り入れといった
ような、今までにない新しい方策のた
めに特に財政資金を考えていただいた
わけでござります。三十五年度につきま
ましては、地下鉄の建設促進は昨年の
三十四年度の三十五億に対しまして、
本年は五十五億という大幅な増額をい
たしておりますのでござります。なお、郊
外の私鉄につきましては、昨年の八億
せんが、相当増額はいたすという考え方
おりますが、まだこの額につきまして
は、開銀方面との折衝をいたしておる
ところでありますので、まだわかりませ
んが、相当増額はいたすという考え方
いまして、金が必要るのでございます。
それから、先般も値上げに関連いた一
まして、非常に問題になりましたが、
これは一キロ二十億もかかりますの

金利の問題、新しく建設いたしま
すと、金利が非常に高くなつて参りま
すので、金利についてもさらに強力な
手を打たなければ、地下鉄の促進にな
らないのです。額の問題、金利
の問題合わせて解決しなければならぬ
のじやないかといふうに考えておる
のでございまして、ただどんどん値上
げをしていくといましても、ほかの
ものとの関連もありますから、もちろん
乗られる方の負担の問題であります。
手足を縛つておいて地下鉄をどん
どん作れということを言いましても、
高速度交通團体なり、あるいは東京都
なり、大阪市なりそういうところは無
理でござりますから、そういった点を
総合的にいろいろ考えていかなければ
ならぬというふうに考えております。
ただ、財政資金の支出の割合、それか
ら三十三年度から申しますと、もう少
しあれですが、急角度にこれの重要性
にかんがみてふやしてきておるといふ
ことは申し上げられると思います。私
どもは決してこれを軽く見るとかいっ
たようなことではなくして、政府部内
あげて地下鉄に関しては、これは政府
部内のことを言つては恐縮ですが、大
蔵省あたりも非常に積極的に賛成をし
ていろいろ積額その他をやろうといふ
ような空氣になつておる次第でござい
ます。

金が比較的融通性があるから、もう少し
と思うところを五年も十年も前からば
あーと買つてしまつてそうしてやつて
いくことができるのですが、都市交
通、いわゆる地方公共団体が經營して
いるところは、そろはいかない。起債
なんかで折衝している間に、その地方
の住民にそれがわかるから、土地が上
がつてしまふ。最初の計画から、それ
がやろうというときには、またそれで
いけないという現状がある。従つて、
都市交通は行き詰まりの点は御承知の
通りですが、この点は、一つ政府も重
点的に考えなければ、金を作つたとき
にはその金でできないという現状であ
るのじやないかと思う。間違いであれ
ば指摘してもらいたいと思いますが、
従つて、地下鉄の建設については、十
分、一つその点を考えてやつてもらいたい。これは、質問ではなくして、要
望しておきます。

を考えておらないのですから、乗客の少ない辺縁な所には路線を拡張しない。そうすると、都市交通というか、公共団体の経営するバス経営というものは、これは赤字にならざるを得ない。それを行政路線といわれているようですが、その行政路線としてその市が負担をして、住民のために交通政策をやつておる。それに対しても大蔵省は、また強く起債なんかで押えてくるのです。地方公共団体は、もうどちら向いても頭が上がらないというのが、今の政府のやり方のよう私は聞いた。はたしてどうでないかどうかということを、一つ、運輸当局ではつきりしてもらいたい。

○説明員(樋本邦君) ただいまのお話しがざいます、バス路線の免許についての一般的基準といふもの

は、やはりわれわれとしては、道路運送法第六条にござります免許基準といふものが、一つの基準になるものだ

と、かのように考えております。従いま

す、それが民間の企業でござります

とか、あるいは市の公営企業のもので

あるとかということによっての差は、毛頭、私どもはつけておりません。この点は、特に、新市町村建設促進法の中にも、新しく地域が拡大していった場合の問題について、その第十三条の第二項でござりますすか、触れられておるようですが、どうでございます点についても、私もども了承いたしておる点でござります。従いまして、その事業が適切であるかどうか、あるいは輸送の需要関係がどういうふうになつておるかというような観点から免許するかどうかといふことをきめるのでございまして、決して、市の公営企業に対して特別に私

どもが民間企業に比べて差をつけておるというふうなことはございませんのうでございますが、その行政路線としてその市が負担をして、住民のために交通政策をやつておる。それに対しても大蔵省は、また強く起債なんかで押えてくるのです。地方公共団体は、もうどちら向いても頭が上がらないというのが、今の政府のやり方のよう私は聞いた。はたしてどうでないかどうかということを、一つ、運輸当局ではつきりしてもらいたい。

○説明員(樋本邦君) ただいまのお話しがざいます、バス路線の免

許についての一般的基準といふもの

は、やはりわれわれとしては、道路運

送法第六条にござります免許基準とい

ふものが、一つの基準になるものだ

と、かのように考えております。従いま

す、それが民間の企業でござります

とか、あるいは市の公営企業のもので

あるとかということによっての差は、毛頭、私どもはつけておりません。この

点は、特に、新市町村建設促進法の

中にも、新しく地域が拡大していった

場合の問題について、その第十三条の

第二項でござりますすか、触れられてお

るようですが、どうでございます点についても、私もども了承いたしておる点でござります。従いまして、その事業が適切であるかどうか、あるいは輸送の需要関係がどういうふうになつておるかといふことをきめるのでございまして、決して、市の公営企業に対して特別に私

どもが民間企業に比べて差をつけておるというふうなことはございませんので、その点は御了承をいただきたいと思います。

なお、逆に、民間企業が市の中に入っていく場合には、ほとんど野放し的に入ってるのではないか、こういうお話しでございますが、この点は、道路運送法の百二十三条に、特定の市につきましては、意見を聞かなければならぬということになつておりますので、むしろ、先生が一番よく御存じの大坂等におきましては、大阪市営郊外バスが乗り入れるために、ここ終戦後十数年来いかに長い間困難な折衝が繰り返されたかということは、先生御自身が一番よく御存じの問題でござります。なかなか思うように市の中へ郊外バスが入っていくといふこともいたしておらないような現状でございまして、そのどちらかが入っていく方が非常に簡単であつて、片一方の方が認められる度合いが少ないと、ということではございませんで、結局根幹をなすものでは、道路運送法第六条による免許基準である、かように御了承いただきたいのであります。

○山本伊三郎君 建前はそうなつていいのを聞いておきましたが、それで、その点は、特に、新市町村建設促進法の中にも、新しく地域が拡大していった場合の問題について、その第十三条の第二項でござりますすか、触れられておるようですが、どうでございます点についても、私もども了承いたしておる点でござります。従いまして、その事業が適切であるかどうか、あるいは輸送の需要関係がどういうふうになつておるかといふことをきめるのでございまして、決して、市の公営企業に対して特別に私

どもが民間企業に比べて差をつけておるというふうなことはございませんので、その点は御了承をいただきたいと思います。

なお、逆に、民間企業が市の中に入っていく場合には、ほとんど野放し的に入ってるのではないか、こういうお話しでございますが、この点は、道

路運送法の百二十三条に、特定の市につきましては、意見を聞かなければならぬということになつておりますので、むしろ、先生が一番よく御存じの大坂等におきましては、大阪市営郊外バスが乗り入れるために、ここ終戦後十数年来いかに長い間困難な折衝が繰り返されたかということは、先生御自身が一番よく御存じの問題でござります。なかなか思うように市の中へ郊外バスが入っていく方が非常に簡単であつて、片一方の方が認められる度合いが少ないと、ということではございませんで、結局根幹をなすものでは、道路運送法第六条による免許基準である、かのように御了承いただきたいのであります。

○山本伊三郎君 建前はそうなつていいのを聞いておきましたが、それで、その点は、特に、新市町村建設促進法の中にも、新しく地域が拡大していった場合の問題について、その第十三条の第二項でござりますすか、触れられておるようですが、どうでございます点についても、私もども了承いたしておる点でござります。従いまして、その事業が適切であるかどうか、あるいは輸送の需要関係がどういうふうになつておるかといふことをきめるのでございまして、決して、市の公営企業に対して特別に私

どもが民間企業に比べて差をつけておるというふうなことはございませんので、その点は御了承をいただきたいと思います。

なお、逆に、民間企業が市の中に入っていく場合には、ほとんど野放し的に入ってるのではないか、こういうお話しでございますが、この点は、道

路運送法の百二十三条に、特定の市につきましては、意見を聞かなければならぬということになつておりますので、むしろ、先生が一番よく御存じの大坂等におきましては、大阪市営郊外バスが乗り入れるために、ここ終戦後十数年来いかに長い間困難な折衝が繰り返されたかということは、先生御自身が一番よく御存じの問題でござります。なかなか思うように市の中へ郊外バスが入っていく方が非常に簡単であつて、片一方の方が認められる度合いが少ないと、ということではございませんで、結局根幹をなすものでは、道路運送法第六条による免許基準である、かのように御了承いただきたいのであります。

○山本伊三郎君 建前はそうなつていいのを聞いておきましたが、それで、その点は、特に、新市町村建設促進法の中にも、新しく地域が拡大していった場合の問題について、その第十三条の第二項でござりますすか、触れられておるようですが、どうでございます点についても、私もども了承いたしておる点でござります。従いまして、その事業が適切であるかどうか、あるいは輸送の需要関係がどういうふうになつておるかといふことをきめるのでございまして、決して、市の公営企業に対して特別に私

どもが民間企業に比べて差をつけておるというふうなことはございませんので、その点は御了承をいただきたいと思います。

なお、逆に、民間企業が市の中に入っていく場合には、ほとんど野放し的に入ってるのではないか、こういうお話しでございますが、この点は、道

路運送法の百二十三条に、特定の市につきましては、意見を聞かなければならぬということになつておりますので、むしろ、先生が一番よく御存じの大坂等におきましては、大阪市営郊外バスが乗り入れるために、ここ終戦後十数年来いかに長い間困難な折衝が繰り返されたかということは、先生御自身が一番よく御存じの問題でござります。なかなか思うように市の中へ郊外バスが入っていく方が非常に簡単であつて、片一方の方が認められる度合いが少ないと、ということではございませんで、結局根幹をなすものでは、道路運送法第六条による免許基準である、かのように御了承いただきたいのであります。

○山本伊三郎君 建前はそうなつていいのを聞いておきましたが、それで、その点は、特に、新市町村建設促進法の中にも、新しく地域が拡大していった場合の問題について、その第十三条の第二項でござりますすか、触れられておるようですが、どうでございます点についても、私もども了承いたしておる点でござります。従いまして、その事業が適切であるかどうか、あるいは輸送の需要関係がどういうふうになつておるかといふことをきめるのでございまして、決して、市の公営企業に対して特別に私

どもが民間企業に比べて差をつけておるというふうなことはございませんので、その点は御了承をいただきたいと思います。

なお、逆に、民間企業が市の中に入っていく場合には、ほとんど野放し的に入ってるのではないか、こういうお話しでございますが、この点は、道

路運送法の百二十三条に、特定の市につきましては、意見を聞かなければならぬということになつておりますので、むしろ、先生が一番よく御存じの大坂等におきましては、大阪市営郊外バスが乗り入れるために、ここ終戦後十数年来いかに長い間困難な折衝が繰り返されたかということは、先生御自身が一番よく御存じの問題でござります。なかなか思うように市の中へ郊外バスが入っていく方が非常に簡単であつて、片一方の方が認められる度合いが少ないと、

重に監督いたしたいと思います。

そこで、先般の委員会でお願いいたしました資料を出していただきました
が、これについてちょっと伺います。
この資料をこしらえるのに延べ時間何
時間ぐらいかかりましたか、およ
そ……。

問題じゃないのですね、内閣委員としての私の要求は……。こういう表を作るのは、たとえば二十四年の何台、何トンという数字を入れれば、あとは計算機でばらばらやって、これを一〇〇として指數を出せばいいのですよ。そうして三十三年に指數が幾らになっているか、そうして三十三年現在の何トンとか、数字が幾らというものが出ておれば、ベースになる二十四年の数

触れますますが、時間がないから簡単に伺って参りますが、この国内旅客船公団ですね、これについてただいま山本委員から質疑があつたのですが、昨年の六月に発足したそうですが、監理官がいなくて都合の悪かった点はどういう点なのか。どういう点でどうしてもっと設けなければならないのか、その点の簡単な説明と、それから監理官という人ははどういうクラスの、どういう程度の人が就任されるのか。それだけ伺いたいと思います。

○矢嶋三義君 発足するときに、昭和三十五年度から正式の監理官を置こうと、こういう構想であられたのか。それともこの時点に立って監理官が必要と認識されたのか。おそらく前者ではないかと、こう推測するのですが、その点と、それから監理官一人ふやしてあとは公務員はふえないのか、これだけがよろしいのか。それから、私はまあ常識的な立場から伺うのですが、こういふ監理官という、まあ権限と責任を持つた人は一人という場合が多いの

小いろいろござりますけれどもございます。で、当然私どもは監理官も要求いたしますのでございますが、初年度で、非常にわずかな予算で仕事を始めるのだから、これがさらに大きくなれば考えようじゃないかということに、政府部内の意見がなったわけでございまして、ただいま矢嶋先生の御指摘の、前段であるというふうに申し上げることができます。それから監理官につきましては、複数のところが大きいところについてはござります。住宅公団の監理官、道路公団の監理官は二人でござります。たとえば愛知用水公団でござりますとか、森永開発公団でござりますとか、

○矢嶋三義君 どのくらいかかります。
　　しかし、この調査の数字でございま
　　すが、数字につきましては、ただいま
　　までいろいろな関係の資料がござい
　　ますので、調査のための時間は要して
　　おりません。印刷その他の時間の意味
　　でございますれば、ちょっと私、常識
　　的に所要の時間だけということでおな
　　います。

は、タイピストさんも非常に骨を折つた
と思うのだ。ところがそれを見る場合に
、すぐ二十四年、二十八年と三十三
年を比べて、その変化はどうなつてお

いまして、その監督事務をいたしましては会計監督、業務監督、あるいは認可事項、そういうた認可届出事項がござりますので、その事務を扱つております。ただ、今まで監理官を置かない当時は、業務も軌道に乗つてございませんので、定期船課で兼務して監

つて、いくためには、監理官というものは複数制が適当なのではないかと、こゝまあ常識的に考へるのですが、そういう点はどういう御見解を持っておられるのか承りたい。

首都高速道路公社でございますとか、そういうものにつきましては一人でございまして、在来の例その他から言いましても、これは一人で適當ではなかろうかと、今後非常に大きくなればまた別な考え方になるかもしませんが、現在の段階では一人でよろしいのではないか。なお、一人では間違いがございましたが、この点につきまして

○矢嶋三義君 私ども審議する場合に、よく資料を要求するのですが、公文書の手書きを読み上げたということです。

まり立たないのでですね、だから、そういう点は、計算機もおたくなんかあるわけだから、簡単にはちばとちやつ

その他相当事務もふえて参りますそ
うしますと膨大な資金でもって公団が
事業を営むわけでござりますので、会
計の監査上矯正を期するためには、專

申し上げたような出資金では、公園 자체の運営もできない、事務所は一体どこを借りるつもりだといったようなことをいふから即義論からつてこのでござりましても、二億といつたような先ほど申しましたと當初の算定をしておらずか

は、海運局に所属いたしまして、海運局長、次長等もおりますので、一人で、独断でどうこうということは、私どものだいま申し上げました監理官につきましても、他の省の監理官につきましても、同様なことが言い得るの

ような、将来役立つような資料をいただきたいという立場からお願ひするわけですが、まあ一日ぐらいかかるで

し、それから読員も非常に参考になるし、後日のためにも便宜がいいんですよ。こんな、五枚ですか、こういう数字は、大へん御苦労だと思うんですけど

いかということにいたしまして、定期船課の兼務を離しまして、専門的な公團監理官を置きたい、こういうふうな考えであります。

ともいって、従業員もあつたのをうながす。二億と、財政資金三億で始めるということにつきましては、率直に申しましては、自信が持てないということでございますが、とにかく発足しようということでおございました。もちろん、私どもも

○矢崎三義君 その点理解できました。
きましても同様なことが言い得るの
じゃないかというふうに考えておりま
す。それからスタッフといたしまして
は、二人ないし三人をこれにつけると
いう考え方でやつていただきたいと存じま
す。

た趣旨が十分徹底しなかつた関係もあるかもしませんが、こういうその東京が何十何万あるとかいうことは大した

も要求されるでしょうから、
ベ、注意を喚起しておきます。

の課長に準ずる程度の人間を監理官にいたしたい、かように考えております。

の当初の構想といたましても、監理官を、他は例外なく全部監理官が、大

○矢崎三義君 その点理解できました。

昨年の一月に行政管理厅から、運輸行政に関して勧告が出された。その勧告の重点は、運輸省関係の許可行政、特に自動車関係の免許行政に重点を置いて、相当徹底した勧告が昨年の一月に行政管理厅から行なわれております。これを運輸省は過去一ヵ年有余にわたりて運輸行政にいかように反映させたか、どういう反省をなされたか、そのための骨子をお答えいただきたい。

○政府委員(前田都君)　ただいまのお尋ねでございますが、行政管理厅側のいろいろな申し出がございまして、その趣旨に従つて、ただいまいろいろやつておるわけであります。なおこまかることは官房長から説明させます。

○政府委員(細田吉蔵君)　昨年一月の行政管理厅の勧告につきましては、運輸者の行政各方面にわたる詳細かつ根本的な問題でございまして、その中で一番大きな問題として取り上げられましたのは、ただいま御指摘がございましたような免許あるいは認可、そういった事務の促進ということであつたと思うのでござります。その中でも、特に自動車の問題がもうほとんど大部 分といつてよろしくらいな数字を占めておるのでございまして、この自動車の問題は、その後非常に私ども馬力をかけておるつもりでございまして、具体的な数字につきましては、権本部長からあとでお答えいたしますが、相当馬力をかけて進捗させておるつもりでござります。なお、鉄道の免許につきまして、非常に長いものがございまして、これは行政管理厅から指摘されましたが、会社の方から出ておるので長年処分しないまま放つたらかされておるといったようなものが、これは件

数いたしましては自動車ほどの件数ではもちろんございませんけれども、そういうものにつきましては、却下すべきものは却下するというような処置ができるだけの努力をいたしておりますつもりでございますが、なお自動車の件数につきましては、自動車局の方から、
○矢嶋三義君 ちょっと自動車局長の答弁の前に、自動車審議会を設置するこの法案は、やはり昨年の一月、行政管理庁から運輸行政に関してなされた勧告に沿って出てきたものではないかと、かように考えるわけです。そうだとすると、私は、おそらくはなったけれども、けつこうなことだと思うんですが、その点と、それから、もう時間がないから、詳しいことを述べていただきにく必要はないけれども、一体この自動車審議会では、何を一年間にやらんとするのか。行政管理庁の勧告にもいろいろと指摘されておるわけですからけれども、商業の自由権といふものは憲法にもうたわれておるわけです。だからして、免許行政をやっているので、他の同僚委員から質疑がなされましたけれども、商業の自由権といふものは憲法にもうたわれておるわけです。だからして、免許行政をやっているので、勧告にもありましたように、既存業者に非常に偏重して、そうしてその憲法で保障されているところの商業の自由権といふものを必要以上に圧迫していくという批判が勧告の中にもあつたと

思うんです。で、最近では罰則規定を非常に強化して、そうしてこの既存業者を必要以上に守ろうとしているのではないか、偏重しているのではないか、こういう感じがいたします。最近は陸運行政について汚職事件が起らなくなつたことは、非常にけつこうなことだと思います。それで、「一時は、これまでのままでいい」といふんではないぶん運輸省自体が汚職の本山みたいな格好だつたけれども、特に海運行政、それから自動車行政については、大なり小なり、ずいぶんあつたものですね。「今もある。出そうか」と呼ぶ者あり) 今でも知つておる。

○委員長(中野文門君) お静かに願います。

○矢嶋三義君 私は断定はしませんが、それに近いことがある。ブレーチ・ナンバーが一枚三百万円、二百五十五万円なんということを東京ではいっておりますが、辻さんがそういう関係者のところへ、お盆とかお正月には、電気冷蔵庫とか電気洗濯機とか、いろいろすばらしい贈り物のがお宅に届けられる。あなたのところじゃありませんよ。届けられるというので、近所の奥さん方がやきもちをやくということは、これは漫画にもあるし、風のたよりで耳にされるわけで、検察庁から摘発されるようなことが出てこなくなつたことについては非常にけつこうです。まあやり方があつくなつたのかもしれませんが、しかし、そういう疑惑をかけられていては非常にけつこうです。まあやり方反省し、検討される点は検討すべき点はあります、この質問の冒頭に申し上げましたように、この勧告と自動車行政に上

審議会の設置の関係、それから自動車審議会を一ヵ年の时限立法としているのですが、どういうことをお考えになつておられるのか、その骨子を簡潔にお答え願いたいと思います。

○政府委員(細田吉蔵君) 第一点に御質問になりました行政管理庁の勧告この審議会との関係いかんということです。ありがとうございますが、これはもちろん重要な関係があると考えております。行政管理庁の勧告の基本を流れておりまして考え方、自動車行政のあり方につきまして、個々の問題を取り上げてはありますけれども、全体としての批判ではありませんし、われわれが日常の行政において、できるだけこの線に沿つておられるということにつきましては、先ほどのお答え申し上げたように、われわれの方といいたしましては努力をいたしておりまして、たましいでござりますが、しかし、より根本的な問題といいたしまして、自動車行政のあり方がこれでいいかどうかということがあるわけでございまして、一年一言にしていいますと、自動車審議会は、今後の自動車行政のあり方、これをどう考えるかということを御審議をうなさいということでございまして、一年といふ期間は、実は私どもも短く失ったるんじゃないかということで、当初年といふことで考えておつたのでござりますが、問題は、しかしそうゆつくりしておれぬのじやないかということとが、政府部内いろいろあり、また私どもの省の中からも意見が出来ましたので、考へている時間のことはそろそろ長くないじやないかということで、

焦眉の問題じゃないかということになりましたので、一年間の時限にいたしましたような次第でございます。自動車審議会で、さらにはどのような内容の具体的な問題についていたすかということにつきましては、自動車局の方からお答えを申し上げたいと思います。それだけ私は申し上げます。

○説明員(梶本保邦君) ただいま矢嶋先生のお話しのように、自動車局に職を奉じておりまする者として、一番悩みの種は、日夜、免許の申請件数があるとを切らないことなんです。鉄道であれば、たとえば却下になれば、あくる日に同じ書類を日付を変えて出してくるということはほとんど考えられないんですが、自動車においては、何回でも何回でも出てくる。

○矢嶋三義君 同情しますよ。

○説明員(梶本保邦君) 私の知る限りにおいても、八回、十回なんというのはざらにある。それで、そういうふたことを世間の人はあまりご存じなくして、自動車局は非常に怠慢である、かのような御批判をよくいただくのでございますが、行政管理室の勅告にもそういったことが書いてあったのでござります。私ども自身がそういった問題について十分反省しなければならないということは、これも事実でございまして、私ども局長以下、常にその点は念頭に置いておるのでござります。実は三百件ございました。とにかくこの千三百件の山を切りくずそうじゃないか、まずとにかく千件を切ろううじやないかというので、自動車局が、局長以

下一致団結いたしまして、その免許件数の山を切りくすとということに全力を注ぎました結果、昨年の十二月三十一日現在において千三件というところで、その三件だけは切りくすし得なかつたのでござりますけれども、とにかく一年間にその山を三百件切りくずしました。かように私もどとては、及ばずながら努力をいたしておるのでござりますけれども、それでわれわれとしては、たとえば一つの考え方ですればども、免許なら免許の申請が出てくると、何といいますか、それに何らの保証金を積むとか供託金を積むとかいう制度は今何もないわけです。大綱を書いて四角いはんこを押して、発起人の名前を七人出してくれば、免許の書類はでき上がる。却下になると、どこが悪い、あそこを直すということになつて、何といいますか、キヤツチ・ボールみたいにやりとりするということをございまして、何かそういう免許の申請のあり方についても、そういう問題もやはり一つ自動車審議会の中でございまして、御意見を聞いてみたい問題の一つと、かようにも考えておるのでござります。決してそういうふた問題だけではございませんで、最近お取り上げになって御意見を聞いてみたタクシー問題にましても、社会問題としてのタクシー問題といふものですが、今やはり世論で論議されている私は思います。そういったタクシー行政のあり方、タクシーの需給関係のアンバランスを来たしたのが、ただいま状態になつた原因の一つであろうかと御指摘のナンバー代が一台について二百五十万円、三百万円もするというふうに、間々巷間でわざされるような御考るわけでございまして、そういう

いろいろの問題、自動車行政が世の批判を浴びておるいろいろの問題について、世の議者から十分御意見を伺いたい、それがとりもなおさず行政管理の関係の数は動いていないが、この程度の御勧告の趣旨に従う輸送省としての態度であろうかと、かように考えるわけでございまして、それが自動車審議会設置の理由でございます。

○矢嶋三義君　あなたの答弁は非常に誠実味があつてけつこうです。これは政務次官も自動車局の苦衷は推察して後推進しなければならぬと思いますのである必要があると思う。しかし、その行政が十分でないという点については、国民の期待に沿うように十分今ちょっと資料について伺いますが、一後番終わりの表ですね、この国鉄、私鉄の数字は固定化しておるのでですね。あまり動いていない。もちろん二十四年ころから比べれば動いているわけですが、答弁は一応誠実味のある答弁でした。それで、時間がないから、十三と、最近固定化しています。今後も三十四、三十五と、そう急にはこの数字動かぬじゃないかと、かように大体思われるわけですが、自動車、船舶、航空、この数字は三十一、三十二、三十三と非常にこの数字が動いておるんですね。で、さらにこれが三十四、三十五と行政よろしきを得れば、この上昇カーブはあるいはストップするかもしれないが、放置しておいたならば、この数字の示すところからは、カーブは依然として上昇カーブをたどっていくのじゃないかと、かようないこの数からは見られるわけです。それで伺いたい点は、一体この国鉄、私鉄の

度はもうやむを得ない事故件数と認定されておるのか、それともさらに動いていない数であるが、三十五年に行政よりしきを得て、この数字を下げる努力をされておるのか、またその見込みがあるのかどうか、その点ですね。それから自動車、船舶、航空のこれは放置しておいたならば、このカーブはさらには上昇カーブをたどっていくと思うのですね。これ少なくとも、とめなくちやならぬ、あるいはそれを下降カーブに持つていかなくちやならぬですが、それにはどういう対策を考えられておられるのか、その点伺いたいと思います。

ならぬので、これは私どもの方でこういう資料を出しておいてそういうことを申し上げるのは失礼でござりますが、それから乗降人員、旅客輸送人員につきましても、これは第一の表にありますけれども、非常にふえておりますので、割合的に見ますと、鉄道あたりにつきましては、同じ程度の数字になつておるということは相対的な数字としては、少しずつでも減少をいたしておりますというふうに見ることができるとと思つております。ただ、これはもうこの程度はやむを得ないのかどうかということでございますが、かようなことはもちろん考えておるわけじゃございません。特に前回のこの委員会でも申し上げましたが、これは自動車にも國・私鉄にも関係がございますのは、やはり一番大きいい踏み切りの問題をどうするか、踏み切りの事故が、自動車に乗つている人がひかれるということだけでなしに、脱線によつてこれから起つてくるといつたような点、もちろん、ほかの列車の衝突とか追突とかいったような、あるいは車両の故障とか、これは安全的な見地から改善していくなければならぬ列車の保安措置その他でござますね、しなければならぬということは、これはもちろんござりますけれども、特に増加して参つておりますのがこれも実はもう少し詳しい数字でございますと、踏み切りの障害が出るわけでございますが、踏み切りの問題につきまして、これはどうしても解決をしていかなければならぬ。これには私どもは今国会にどうしても法律を出したいと考えておつたでござりますが、この前お話し申し上げましたよう

見がまとまらないというようなことでござります。まあいずれにいたしましても、そういった道路と鉄道との交差の問題、これは一つ取り上げて重点的に解決していくことが、この死傷事故を少なくいたします。鉄道自動車を通じての最も重点を置かなければならぬ問題で、現在の関係における施策であるというふうに私考えておりまして、そういう方向に向かいまして私どもの方もまた努力をいたしておりますが、今後ともいたしたいと考えておりますが、お次第でござります。

それから自動車につきましては、実は自動車の増加数字その他から考えて、これも相対的にも考えていかなければなりませんが、いずれにいたしましても、自動車による死傷の事故はおそるべきカーブで上がって参つております。これにつきましては、実は非常にたくさんな問題があろうかと思います。もちろん、踏み切りも大きいことでございましょうが、道路の問題でございます。これにつきましては、実は非常担当しておられる交通取り締まりの方で設けようとしたしております自動車審議会、これでもやりますけれども、むしろそうではなくて、建設省のれにつきましては、実は今回私どもの問題、あるいは警察の問題、いろいろな問題もひつからんでおりますので、内閣にござります事故防止対策本部を今度は名前も内容も変えまして、自動車の関係にしがって、こういう事故の対策を中心的に論議をしていこうということで、これまでまあ神風タクシー

その他をやつて参つておるのでござりますが、それを今度は完全に自動車に重点をしほつて、事故はほかにもありますけれども、特に自動車の事故ということでお近く新発足をしようということにいたしておる次第でござります。船舶並びに航空機につきましては、異常数字がいろいろ出ておるのでございますが、たとえば航空機につきましては、三十三年度の五十二」というのは全日空のものでござりますし、それから二十九年の船舶の二千四百というのは洞爺丸の事故でございますが、これにつきましても、私どもの方としまして安全対策をいろいろやつておるのでございますが、事故が依然として跡を断たないということは、非常に遺憾と考えておるところでございます。ただ、事故の対策につきましては、これは先般の小牧の飛行場の事故といつたようなことの防止について考えてみましても、全体の施策の総合的な結果として事故に現われるということをございまして、これだけやれば事故がなくなるという万能薬みたいなものがございません。設備の問題もございましょうし、訓練、教育の問題もございましょうし、それから待遇の問題もございましょうし、いろいろな問題がからまっておるわけでございまして、先ほどお話を出ておりました旅客船公団といつたものの、経営面というものは、むしろ船の安全を確保するということが第一番でございまして、老朽船ではあるない、これを直すということが第一の目的になつてゐるわけでありますが、そういった意味から、私どもとしては省内でもいろいろお話ししておりまますし、また御注意も受けているので

あります。しかし、事故が起つたあと、すぐにはいろいろやりますけれども、またしばらくたつと忘れてまた事故が起つて、なかなかおしゃりを受けているのです。南海丸の事故もございまして、われわれの方でいろいろ組織を作つて、またいろいろやっておりますが、現実にやるということにつきましてさらに、一そく努力いたしたい、かように考えておる次第であります。

○矢嶋三義君 時間が少ないので、もう一、二質問して終わりますが、事故防止というのは、行政目標として今後非常に大きなものでなくちゃならぬと思うのですよ。見ておってごらんなさい、おそらくここ数年には日本国民の個人々々で三親等内で交通事故の犠牲者がないような人はいないという事態が起つてくると思う。それで非常に大事な行政目標の一つだと思う。

その点で触れたのですが、あなたは各省の官房長の中でも珍しく要領のよい、最も優秀な官房長と、答弁を傾聴しているのですが、今の答弁はちょっとおかしいのですよ。私はきょういたいたい表で数字を総合的に判断して伺っているのですが、車両数とか、あるいは運行キロ数などの変化とあわせ考えるならば、国鉄、私鉄はもうこれは固着したものだと、改善にあまり努力していない、よっぽど抜本的なあれをしなければ、国鉄関係のこのカーブは下がらないという結論が出てきますよ。確かにあなたさつき言ったように、自動車とか、船舶、航空機の方は、事故件数多くなっておりますが、車両数の動きと運行キロ数の動きは国鉄、私鉄の比ではないのですよ、が

(+) 表見ますと、バス、乗用車の数の動きは、下のキロにしましても、国鉄、民鉄の數の変化の度合いと、バス、乗用車の動きといふものは比較にならない。それから(2)表の貨物輸送のトラック、この数字の動きといふものは飛躍的なもので、従つて、トラック貨物輸送による事故といふものは、非常に多くなってきているわけですね。だからこういうところには一つの対策の重点が、ピントが合わせられなくてはならないわけです。トンキロにおいてもトラックの数が非常に大きい。それに対して國鉄、民鉄の数の動きといふものは少ない。ただ、ここには絶対数だけではないわけです。トンキロにおいてあるから計算してみなければいけない。それからこれはさっき申し上げましたように、この表は落第表であります。正確な表でない。ことにここで伺いたいのですが、(1)表の過去十ヶ年間及び昭和三十七年の輸送施設の状況及び見込みといふところで、國鉄の車両は、たとえば近年をとるならば、三十二年は約十三万、それから三十三年は十二万とダウンして、三十四年は十三万とまた上がつて三十二年のラインにきている。この点客車の下の貨車もそうでしょう。三十三年のところでちょっとと落ちて、そして三十四年が三十二年のラインにきている。これはどういう工合でこういうふうになるのかと不思議に思つてゐるわけで、機関車もそうです。三十三年が落ちてきて三十四年で三十二年のラインにきて、

る。ところが、自動車の場合を見て
らんなさい。登録自動車数、三十二
は百十九万、三十三年は百三十四万、
三十四年は百五十万、この上昇率一
をごらんなさい。ことに、乗用車は
十二万台から二十六万台、三十万台
千台、こういうふうに上つていって
るでしよう。トランクの数字の動き
すね、この車の数の多くなる、それ
ら営業キロ、運行キロの多くなるそ
度合、と事故件数の多くなる度合、
それらを比べますと、國鉄、民鉄の方
は固着してしまっている。だからよ
ど抜本的な対策を講じなければこの事
故件数というものは動かないという
とが、この数字から結論が出てきま
すね。その反面、自動車、船舶、航空等
に対しても、車数、機数もふえてい
るが、努力すればこういう上昇カーブ
を描いている数字というものは、これ
はチェックする方策は案外簡単にでき
る。そういうところに自動車審議会を設
けた目的もあり使命もあると、かよ
うに私は思つておるわけですがね。だから、
この所論に対するあなたの意見を聞く
と、それからせつからくこの表をもらつ
たので、先ほど来不思議に思うのは、
国鉄關係の客車とか貨車とか、機関車
あたりが三十三年には下がるのです
ね、これは表として間違いないのか、
どうしてこういうことになつておるの
か説明願つておきたい。

か、あれでございますが、自動車にきましても、増加した割合がどうかという表にすべきであったということ申し上げただけでございまして、もちろん鉄道と自動車との場合、車両増加趨勢なり事故の増加趨勢、それ非常に異常な状況であるといふことは、先生のおっしゃる通りでござります。国鉄も、これも表がまずいといふところにあるいはなるかもしませんが、事故との関連において、必ずしも表を考えなかつた点にも誤りがあつたと思うのでございますが、私ども鉄の事故の件数なんかにつきましては、列車キロという形で見ております。車の動く割合ということで見ておるということを申し上げたので、国鉄のが非常に何か、今おっしゃる通り、自動車の方が非常に事故がふえておるで、国鉄の方が固定しておるという字につきましては、先生のおっしゃる通りでございます。

車なり、十七トン車なり、三十トン車なりを作るということをやはりしておるわけでございます。三十三年度につきましては、廃車が、貨車の廃車を比較的多くしたということで少し輸送量がダウンしたような時期がございましたが、その際に老朽しておる貨車を、うんと忙しいときには何といいますか、非常にくたびれている貨車でも使うわけでございますが、そういうものを、輸送量が少しダウンした際に思つて廃車いたしまして更新をするということになるわけでございました。この数字は誤りではございません。それから客車につきましても同様でございますが、客車、貨車が両数のほかに大きさの問題がございますので、この問題も詳しい統計になります。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、海上保安庁はおたくの所管ですか

○政府委員(細田吉藏君) 行機並びにヘリコプターは入っておりません。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録されておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

なことがあります。そういうものが、貨車の

数字はほとんど違ひがない、違ひがない

くて運べるとすれば、もとはよほど貨

車の動きが悪かったということになる

のでございます。

○矢嶋三義君 その小さい数字は、あなた専門家ですから、信頼いたします。

○政府委員(細田吉藏君) で、終わりから二番目の表、飛行機

三十四年度に百五十五、ヘリコプター

四十六。この百五十五、四十六という

のは、おそらく日本航空、全日空、そ

れから海上保安庁、こういう関係の飛

行機、ヘリコプターを全部合わせたもの

折衝いたしたのでございますが、この

程度でございます。なお、航空機等に

つきましては、警備救難業務強化のために、ビーチ・クラフト一機を整備いたしましたが、当然そうすべ

ですが、そうですか。

○政府委員(細田吉藏君) お衛隊の飛

機を全部そろえておる数字だと思うの

ですが、そうですね。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、海上保安庁はおたくの所管ですか

○政府委員(細田吉藏君) すが、海上保安庁はおたくの所管ですか

ます。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録さ

れておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

なことがあります。そういうものが、貨車の

数字はほとんど違ひがない、違ひがない

くて運べるとすれば、もとはよほど貨

車の動きが悪かったということになる

のでございます。

○矢嶋三義君 その小さい数字は、あなた専門家ですから、信頼いたします。

○政府委員(細田吉藏君) で、終わりから二番目の表、飛行機

三十四年度に百五十五、ヘリコプター

四十六。この百五十五、四十六という

のは、おそらく日本航空、全日空、そ

れから海上保安庁、こういう関係の飛

行機、ヘリコプターを全部合わせたもの

折衝いたしたのでございますが、この

程度でございます。なお、航空機等に

つきましては、警備救難業務強化のために、ビーチ・クラフト一機を整備いたしましたが、当然そうすべ

ですが、そうですね。

○政府委員(細田吉藏君) お衛隊の飛

機を全部そろえておる数字だと思うの

ですが、そうですね。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、海上保安庁はおたくの所管ですか

ます。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録さ

れておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

なことがあります。そういうものが、貨車の

数字はほとんど違ひがない、違ひがない

くて運べるとすれば、もとはよほど貨

車の動きが悪かったということになる

のでございます。

○矢嶋三義君 その小さい数字は、あなた専門家ですから、信頼いたします。

○政府委員(細田吉藏君) で、終わりから二番目の表、飛行機

三十四年度に百五十五、ヘリコプター

四十六。この百五十五、四十六という

のは、おそらく日本航空、全日空、そ

れから海上保安庁、こういう関係の飛

行機、ヘリコプターを全部合わせたもの

折衝いたしたのでございますが、この

程度でございます。なお、航空機等に

つきましては、警備救難業務強化のために、ビーチ・クラフト一機を整備いたしましたが、当然そうすべ

ですが、そうですね。

○政府委員(細田吉藏君) お衛隊の飛

機を全部そろえておる数字だと思うの

ですが、そうですね。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、海上保安庁はおたくの所管ですか

ます。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録さ

れておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

なことがあります。そういうものが、貨車の

数字はほとんど違ひがない、違ひがない

くて運べるとすれば、もとはよほど貨

車の動きが悪かったということになる

のでございます。

○矢嶋三義君 その小さい数字は、あなた専門家ですから、信頼いたします。

○政府委員(細田吉藏君) で、終わりから二番目の表、飛行機

三十四年度に百五十五、ヘリコプター

四十六。この百五十五、四十六という

のは、おそらく日本航空、全日空、そ

れから海上保安庁、こういう関係の飛

行機、ヘリコプターを全部合わせたもの

折衝いたしたのでございますが、この

程度でございます。なお、航空機等に

つきましては、警備救難業務強化のために、ビーチ・クラフト一機を整備いたしましたが、当然そうすべ

ですが、そうですね。

○政府委員(細田吉藏君) お衛隊の飛

機を全部そろえておる数字だと思うの

ですが、そうですね。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、海上保安庁はおたくの所管ですか

ます。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録さ

れておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

なことがあります。そういうものが、貨車の

数字はほとんど違ひがない、違ひがない

くて運べるとすれば、もとはよほど貨

車の動きが悪かったということになる

のでございます。

○矢嶋三義君 その小さい数字は、あなた専門家ですから、信頼いたします。

○政府委員(細田吉藏君) で、終わりから二番目の表、飛行機

三十四年度に百五十五、ヘリコプター

四十六。この百五十五、四十六という

のは、おそらく日本航空、全日空、そ

れから海上保安庁、こういう関係の飛

行機、ヘリコプターを全部合わせたもの

折衝いたしたのでございますが、この

程度でございます。なお、航空機等に

つきましては、警備救難業務強化のために、ビーチ・クラフト一機を整備いたしましたが、当然そうすべ

ですが、そうですね。

○政府委員(細田吉藏君) お衛隊の飛

機を全部そろえておる数字だと思うの

ですが、そうですね。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、海上保安庁はおたくの所管ですか

ます。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録さ

れておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

なことがあります。そういうものが、貨車の

数字はほとんど違ひがない、違ひがない

くて運べるとすれば、もとはよほど貨

車の動きが悪かったということになる

のでございます。

○矢嶋三義君 その小さい数字は、あなた専門家ですから、信頼いたします。

○政府委員(細田吉藏君) たゞいまのところ問題がございません。航

行機並びにヘリコプターは入っておりません。それから海上保安庁も除かれ

ておりますが、民間で航空局に登録されておる総数でございます。

○矢嶋三義君 それでは承つておきましたが、政務次官伺いましょう。海上保

安庁の船艇の補強、増強、それからヘリコプターをふやすことを昨年度あら

ゆる機会に要望しておきましたが、来

年において、この海上保安庁の船艇

をどの程度改造なり、あるいは増強を

したか、ヘリコプターを何機ぐらいふ

やしたか、この際承つておきたいと思

います。ということは、自衛隊関係は

飛行機、ヘリコプターを相当持つてお

るわけなんだが、警察関係についても、

管区警察にヘリコプターが一つもない

と、海上保安庁も九州全域で一機か二

機程度しか持つていらないというよう

んど委員会、審議会の委員というふうに、古株の方も相当おる。この際、せつかく実力を持っておられる長官が現職しておるこういう機会に、刷新の意味で一つ思い切って新人を採用するとか、あるいは兼職を二つとか三つ程度に制約する、そうして人を入れかえる、そういうようなことで審議会等の本米の目的を十二分に達成させる、そういう方向に努力すべきではなかろうか、こういうふうに思うのですが、この点について長官のお考えをお伺いしたい。

○国務大臣(益谷秀次君) 先ほどお答申し上げた通りでございまして、初めて組織をする際の委員諸君を選ばれるということには、十分行政管理庁としては、時間的にもそれからまた本人が喜んで、進んで引き受けてくれるかどうかということで現実に指図いたしております。その結果この人は大丈夫だというのでわれわれの方も採用をいたしております様な次第であります。現実の問題として十七も十三も兼務いたしますということは、これは誠実に委員の職責を全うする上には、私は不可能だろうと思います。従って、今後は努力を怠らずに、ただいまのような御趣旨に沿うて委員の構成等に心を配りたいと考えます。

○伊藤頭道君 他の委員が相當よく知っておりますから、私は時間の関係もありますから、最後に一点だけお伺いしたいと思います。

たしか昨年の十二月十日ころであつたと記憶しておりますが、益谷長官がわしい行政審議会に対して日本の現状にふさわしい行政機構のあり方について諮問なさつておつたと思いますが、これに

対して行政審議会ではすでに答申が出されておるのか、あるいはまだその過程にあるのか、もし答申がなされたとすればその概要についてお伺いしたいし、また、そういうものは答申されないという段階であるならば、何回からもう審議会をやつておるわけですか、大体の方向は出でると思いますかが、ごく大綱だけこうだと思いますが、承りたいと思います。

○国務大臣（鎌谷秀次君） いまだまとまった答申はございません。私が最初の会議に出ましてお願いしました趣旨は、行政全般についての御審議をお願いし、具体的にこういう点を検討してくれといふようなことは指図して希望してないわけであります。行政審議会ではいかなる点を検討すればいいかということを、まず取り上げられて熱心に検討しております。いまだ答申は一度もございません。

○伊藤顯道君 最後に一つそのことで、大体日程を作つて審議しておると思うのですね。それでは大体いつごろ答申が出されるのか、この際伺つておきたいと思います。

○政府委員（山口酉蔵） 行政審議会では行政制度一般につきまして検討をいたしておりますが、現在まで科学技術振興に関する制度の現状を調査いたしまして、これを改善する必要があるかどうかということを中心的に討議されて参りました。まだその結果どういうふうに改めるべきかとかいう具体的な論議にはなっておりません。で今後、科学技术振興に関するものについての章見がまとまりました後におきましては、行政運営についてもっと能率化する、行政機構の制度、機構というよりは

運営に問題が多いというので、運営の改善を中心的に検討される予定になつております。おそらく、まだ具体的にいつ答申をするというまでのめどは立ておりませんけれども、そういうものを一まとめにして最後に答申されるとことになるだらうと思います。

○山本伊三郎君 それでは質問者が相当あるようござりますので、三点ほど本案に対する質問をしてみたいと思います。

最初に、行政管理庁設置法第二条第一項の十二号にある監察の対象になると、公共企業体はわかつておりますから、公團、當團の名称、それから昭和三十四年度においてそれらの公團、當團の監察されたいわゆるその名称、これをお聞きしたいと思います。

○政府委員(原田正君) ただいま御質問になりました第一条第十二号関係の公團、公庫について申し上げます。

公團といたしましては、日本住宅公團、愛知用水公團、農地開発機械公團、日本道路公團、首都高速度道路公團、森林開発公團、国内旅客船公團及び労働福祉事業団がござります。なお、公庫について申し上げますと、国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫、北海道東北開発公庫、公營企業金融公庫、中小企業信用保険公庫等がござります。これらの公團、公庫等につきまして昭和三十四年度におきまして監察いたしましたものとしましては中小企業金融公庫、これは中小企業の振興補助行政に関するしまして監察をいたしましたのであります。そのほか昨年度中におきましたものとしましては中小企業金融

○政府委員(原田正君) ただいま実地にそれにつきまして監察の衝に当たりました担当官の話を聞きましても、道路公団が現実にどういう会社に請負をしたかということまでの調査はいたしておらないのでござります。

○山本伊三郎君 実際問題で道路公団はすべて責任を持ってやつておるのでありますが、事実工事をやっておるのはこれは建設をやる会社なんです。監察としてそういうところは全然知らないということであれば、われわれがちょっと不満と申しますか、意外に考えるのですが、実際問題に、道路公団はいわゆる一つの公団として運営しておるので、現実に問題を監査する場合は、仕事をしている実態というものがわからなくてはいけない。公団の資金の運営とか、そういうものの監査する場合に、ある程度そういうものが上がつてこなくてはいかぬと思うのです。そういうものは全然監査の対象にならないものですか。

○政府委員(原田正君) 私が今申し上げました趣旨は、道路公団としまして事業の実施状況等については調査をいたしておりますが、中央に参りまして報告の中に、この事業はどの会社等をして請負をしたかという報告がございませんので、それらをまとめたものは手元にないと、かような意味でございます。

○山本伊三郎君 道路公団は實に大きい仕事をしておるのです。それで私は調査が上がつてこないといつても、現

実にそういうものはやはり調査をされてしまうと思うのです。道路公団がどのようにやられておるかということを、全然行政管理庁が知らないということでおは行政管理庁は道路公団を監察しておるということはおそらく、法律ではどうなつておるかわれわれは知りませんが、常識として国民も納得しないと思うのですが、それが現実に仕事をしておる会社がどこかわからない、そういうことで私はいいかどうか、その点長官どうでござりますか。

○政府委員(原田正君) 道路公団の監察といたしましては、道路公団が請負に付しておる、そして請負工事の進捗等について指導なり、監督なりをいたしておる、こういう状況につきましては監察をいたしまして、その結果としまして請負工事の進行面の改善について留意する必要があるという意味の監督をいたしております。これに対しまして道路公団として、請負業者の選定にあたりましては、施工能率その他の請負業者としての適格性を從前も留意はしてきたけれども今後さらに一そう十分に留意して適切なる、適当なる請負業者を選ぶように努力をいたしたい。また、請負業者に対する資材の配給面等につきましても勧告をいたしましたが、それについても資材の迅速な支給や、あるいはその検収の合理化、そういうものについて今後一そこの改善の努力をしていきたい。こういう意味的回答をよこしておるのであります。私のお答え申し上げましたのは、そういう具体的な名前が報告され

問題を起こしてから、政府があわてても私はいけないと思う。で、今請け負いされておる主たるそういう請負商もわからない、会社もわかつておるのですけれども、報告もないから責任上言えないと、いつおられます。が、相当私は當團経営に問題があると思う。公共企業体であれば、過去の経過から、いわゆる官営であつたのですから、相当経理は十分にやられておると思うのですが、當團については相当ルーズな点がある。で、行政監察局がそこまで積極的に監査ができる権能があるのかどうか。もちろん、会計検査院あたりはやつておると思いますが、主としてそういうところをきびしく監査しておるところは、中央官庁でどこであるか、それを聞かしていただきたい。

○山本伊三郎君 この問題につきましては、きわめて不満です。まあしかし、きょうはこの問題についてはそう追及するのをおきますけれども、おそらく公團については今後、私は予言めいたことは言いませんけれども、問題が起つてくることがあると思うのです。
というのは、公團は、官房でもなければ、民營でもないけれども、非常にあいまいな組織のいわゆる事業体なんですね。従つて、経理の状態を見ましても、私が請負の名前を言ってもらいたいと聞いたのも、非常にそこに問題がある。たとえば、國家の經營によるやつであれば、国鉄でも相当嚴重な方法で請負なんかを選定しておりますけれども、當團となれば、私は相当ルーズな点がある。こういう点が、私は監察當局が十分に目を通しておられると思つてきょう質問しようと思ったのですが、私は満足する答弁をおそらくきょうは得られないと思うのです。これほど深く入つても今のような答弁では私は満足しない。従つて、今度はもう少し具体的な資料を持つて私は質問したいと思う。で、監察當局として、行政管理庁としては、この問題について、道路公團については三十二年度にやられたのですが、本年度これについて、やる計画があるのかどうか。何か資料をもらつておりますが、ちょっと口頭で一つ答弁を願います。

の公團、公庫等でまだ一度も監察をしておらない対象があるのでござりますので、それらをでき得ればやりましたあと、総合的な見地に立つての監察をやりたいと、こういう意味で、ほかの公團を本年度はやりたい。たとえば愛知用水公團であるとか、あるいは農地開発機械公團であるとか、そういうようなものを一応考えておるような次第でござります。

○山本伊三郎君 それでは、権限があるなしは別として、本日この法案を上げられるらしいのですが、私は、そういう点であつたら、これは今日上げるのは不満なんです。質問に満足に答えられないまま、これから本日、この法案が上げられるについては、私は不満を表明したいのですが、理事の間の申し合わせであれば別として、従つて、これに対して、道路公團に限らないのですが、特に道路公團について資料の提出を一つお願ひしておきたい。今までどういう会社に請け負わしてやつたか、名前だけいいです。それと、それに対するいわゆる請負をさしたその金額、これだけ一つ出していただきたいと思いますが、出せるかどうか。

○政府委員(原田正君) 前に申しまして通り、道路公團が請け負わせました請負者、それを、どれだけの金額をもって、どういうふうに請け負わしたかということを監査調査の項目に今までおづらなかつたのでございました。そういう関係がありまして、今それをとりまとめるということは困難ではないかと、かように考えておるのでございます。

とは、できないということになるのでしょうか。行政管理庁として、関連があれば、各省連絡してでき得るはずだと思いますが、それが困難であるということは、できないということですか。

○政府委員(原田正君) その点につきましては、道路公團につきまして十分な調査をし、また、必要があれば各省等に連絡をして調査してみたい、かよ

うに考えております。

○政府委員(原田正君) はあ、資料を提出いたしたいと思います。

は資料によつて、いざれまた、次の機会にこういう問題は質問する機会があると思いますから、本日はこれで一応終わりります。

沙里 倒直な問題ですか、不満御多
に戻つて一つお伺いしたいのですが、
これは管理局の関係かもしません

が、今度の法律改正案によつて、地方支
分部局の職制が若干変わって、行政管
理局並びに統計基準局の仕事を支分部

局にやらせ、しかも、これは人數においては変更がない、予算も変わりない、こういう趣旨らしいのですが、は

たして、それが末端の支分部局で事務がとれるのかどうか、この点についてちょよと聞いておきたい。

○政府委員(山口酉吉) お話しのよう
に、現在御審議いただいております法

案によりますと、管理局並に総務課長局の業務について、その調査事務を地方法務課に分担することになりますが、監察局の方の業務にいたしましても、管理局

業務にいたしましても、地方支分部局で担当いたします仕事は、役所側で自主的に計画を立てて出すのでござりますので、受身のものでございませんので、できる範囲で計画を立てて実施するということになるわけでござりますが、もちろん、十分にやるというたまには、いわば多々ますます弁するといふことになるかと思います。そういう意味で、将来これを実施した結果、どうしてももう少し機構を拡充する必要があるということになりますれば、あらためてさような案を御審議いただきたいと考えておりますが、現状の見透しといたしましては、実は從来、管理局で実際調査をいたすべきものが、管理局自身に非常に人員が少ないために、同じ府内でございますから、監察局の系統でお願いをして調査をしておるというものがあるわけでござります。で、今後実施するものは、さしあたりその程度のものを考えておりますけれども、これはそれならば從来と同じ方式でいいのではないかということになるかと思いますが、実は、実際從来やりました経験から見ましても、管理局で計画いたしました業務につきましては、やはり地方と直接管理局と連絡をつけて、まあ指揮命令と申しますか、いろいろの打ち合わせも直接やるというこの方が適切に参りますので、そういう筋を明瞭にしたい、かように考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 これはこの前の監察事務についても関連性があるのです
が、実際十分私は調査はしております
せん。してないけれども、この行政管
理庁の監察というものは、きわめて形
式的だと言わわれておる。やはりそ
うところに地方、出先の職場といいま
すか、そこらのところが非常に手不足
でないかと思うのです。手不足である
から、十分自信を持つた監察はできな
い。そういうことで十分この監察行政
というものが行なわれないと私は思
う。先ほど私が尋ねても、常識で考え
ても監察された場合に権限のあるない
にかかわらず、公團に行つて、どこの
人が何を請け負つてどの道路をやつて
おるかということぐらいは監察しなけ
れば、ただ法文の上だけなでたような
監察では、私はほんとうの行政管理庁
としての職務は遂行されていないと思
う。やはりそういう関係から、その上
にまたこういう職務を分担さそう、こ
ういうことはよほど考えてやらなく
ちやいけない。それがひいては出先の
職員のいわゆる事務の負担増加、強化
によつていわゆる労働強化ということ
にもつながつてくると思うのですか
ら、この点は十分考えて、この法律案
はおそらくきょうは通されると思うの
ですが、十分これに留意してもらいた
い。これについて、どうですか。

○政府委員(山口酉君) 新たに行政管
理局並びに統計基準局の業務を付加し
ていたします際には、十分中央におき
まして監察局と連絡協議いたしまし

○山本伊三郎君　それじゃ、次にこの前の答弁の中に、苦情の申し出が約三十四年度に六千件あった、こういう統計があつたということを聞いたのです。この質問はすでにこの前やられたがどうか知りません。その六千件のうち、約九割はもうすでに処理された、こう聞いたのですが、そのおもなる苦情の、行政官庁は省別に見て、どの省のものが、これはもう六千件全部説明できてしまらいたくない。おもだつたものはどういうものであつたか、これをちょっととお聞きしておきたい。

○政府委員(原田正君)　昭和三十四年度におきまする苦情相談の件数は、今申されました通り、約六千件でござります。その中で最も多いものは厚生省関係の一千六百八十一件、そのほか総務省関係これが九百五十五件、建設省関係が六百八十五件、大蔵省関係が三百十一件、もう一つ農林省関係が千六十八件でござります。それから法務省関係が一百三十五件、大体おもなものはさよならなものでございまして、そのほかに通産省、運輸省関係、郵政省関係、国鉄・電電公社等に関するものまで少數でございますがござります。

○山本伊三郎君　これを一々尋ねておつても時間がかかりますから、これも後ほどでけつこうですから、後日資料を一つ出していただきたい。それだけお願いしておきます。実は監察の問題で相當いろいろと聞きたかったのです。が、今の状態では時間もございませんせんし、次回にまた何らかのときに一つ伺いしたいと思いますので、監察当番

おいてもいたいと思います。(行政管
理局の関係は一応終わりたいのです
が、もう一つこの前、実は地方自治法
は社会保険関係で地方自治体に事務を
委任されている点があるんですが、そ
れがいわゆるこの前の管理局長の説明
では、職業安定については ILO の八
十八号条約では、これは八十七号と違
いますから、八十八号の職業安定に関
する条約に關係があつて若干問題があ
ると言われましたが、多分あの条約の
第二条、第三条、第四条について言わ
れたと思うんですが、これについては
条約文を持って来ておりますが、実は
この条約の精神というものは、何も国
がそのまま直ちにこの職業安定の行政
事務を国家公務員自身がやらなくちゃ
ならぬという意味ではないと解される
のですが、これは国が監督指導してお
れば、しかもこの条約にいわゆる合意
のように、全国的に全国民がその職業の
紹介に機会均等を保つてある制度であ
ればいいということになるのですが、
この点について、あえて身分だけ國家公
務員でなければならぬということは
ないのじやないかといふ私の質問に対
して、ちょっととあいまいな点があります
から、私はそう思うのですが、行
政管理庁長官どう思いますか。あるい
は局長でもけつこうです。

のかどうかということになるかと思ひます。が、理論上委任したものは国の事務でございますので、委任して悪いと。いう理論は立たないよう思うわけでございます。ただ、現在の労働省における考え方としましては、この精神をくんで、できるだけ直接国がやるといふうにした方が望ましいということではないと私は解釈しておりますけれども、労働省いたしましてはやりたくないというような考え方を持ております。で、おそらく山本委員の仰せになりましたこと理屈が違うことじゃないと思いますが、実際の取り扱いとして、労働省は、直接やることが望ましいという考え方で現在おります。で、その点についてどうしてもまだほかの機関についても問題が解決しておりませんので、この際それを無理にいうことも私どもから申してはおりません。さような実情でございまして御了承いただきたいと思います。

○山本伊三郎君　そこで実は現実の問題になっているのは、これは内閣委員の各位、これは社会党、自民党を問はず請願がいっていると思うのです。現実にその問題が出てきているのです、東京都の場合は、地方公共団体の委任事務として地方公共団体がやっておる、しかもその事業の中には純粹な東京都の仕事も併存をとおる。ところが、身分が国家公務員ということで、それに対する給与なり待遇が、法律の基礎がないから、いわゆる東京都の職員と区別をしてやらないからならない。一方は国家公務員の給与法の適用だからということで、事務は委任され

る。これは国家公務員という意味です。官吏とするという場合においては

「当分の間、なお、これを官吏とす。」

する。官吏とするという場合においては

ておるが、仕事をしておる職員はいわゆる国家公務員の給与にしばられておる、こういうところで非常に矛盾がある。で、すでに十何年間出されておつ

た、東京都における生活の実態から出されておった在京手当といふものは、法律の根拠がないので、要請があるか拒否した。都会ではすでにその予算案が承認されておるけれども、出納長の権限でこれを拒否するということになつておる。平均して四千五、六百円、係長、課長になると八千円ぐらいの減収だといって大騒ぎしておる。私も労働省の官房長と会つてきましたが、それはもう無理だ、無理だが法律上出す法がない。これは一つの説明ですが、この点について今まで地方自治法の附則第八条に非常にこの問題のある文言がある。これで私は地方の公団体の職員とみなしてそういう待遇はでき得るものだと、うな解釈をしておるのですが、行政管理庁として、権限があるなしにかかわらず、この問題についてどう解釈するかということを一つお聞かせ願いたいと思うのです。

○政府委員(山口西君)　実は行政管理庁といたしましては、この定員の管理については、やはり国家公務員として、一応責任を持っているということになりますが、「政令で定める事務に従事す

る都道府県の職員は」という限定をし

ておる。「第一百七十二条、第一百七十三条及び第一百七十五条の規定にかかるべく、これはまあいろいろ規定しておる

条文があるのですが、にかかわらず

「速記中止」

何条の規定にかかるべく、どうい一つの

これまでの前提をおいて、当分の間官吏だ、こういっておるので、従つて、

官吏であるけれども、いわゆる国家公務員として他の方に出向した場合には

出向先における待遇を受けるというの

が今までの慣例なんですから、あえて都の条例に基づくところの待遇で支出しても支障はないという私らの解釈を

しておるので、自衛隊にいつてもそうだと断定しないけれども、これに

ついては疑問があるとか、そうでもいいとかいうふうな解釈もあるのです

が、行政管理庁としてはこれの解釈をどうしておられるか、これをちょっと

聞いておきたい。

○山本伊三郎君　それはもう益々國務大臣に聞くのも無理かもしれない

が、閣僚の一人として、副総理として

出向先における待遇を受けるというの

が今までの慣例なんですから、あえて都の条例に基づくところの待遇で支出しても支障はないという私らの解釈を

しておるので、自衛隊にいつてもそうだと断定しないけれども、これに

ついては疑問があるとか、そうでもいいとかいうふうな解釈もあるのです

が、行政管理庁としてはこれの解釈をどうしておられるか、これをちょっと

聞いておきたい。

○政府委員(山口西君)　実は行政管理

庁といたしましては、この定員の管理

については、やはり国家公務員として、一応責任を持っているということに

なつております。そうしてこれを切り離して省に委譲するかどうか、それが

実は地方自治法の附則の第八条にこう

いう文言があるのです。ちょっとと読みますが、「政令で定める事務に従事す

る都道府県の職員は」という限定をし

ております。しかし関係各省との意見

支障があるかどうかということは検討

いたしておりまして、現在行政管理庁

としては支障がないという考え方によつておりまして、行政管理

部といつても、一人を除いてはわれわれの言ふ ILO 条約八十七号批准に

よつて、具体的に申しますと、国家公務員法、地方公務員法を直ちにそういう

変える必要もないと思つておる。こ

とに在職専従なり組合費のチエック・オ

フの問題等は、今直ちにそういうこと

をやるということは、報復的手段だ

ですが、実はこの点については行政管理

部は所管しておりませんので深く検討

いたしたこと�이ございません。御了承

いたいと思います。

○山本伊三郎君　それは無理ないと思

います。

それでは一つ最後に官房長官……ま

の言質に対する追及は何もいたしませんが、そういうことを聞いておる。そ

こで、私は政府に聞きたいのは、実際この ILO 条約、ずっとあります八十

七号から九十八号全部を見ましても、

あの ILO 条約批准によって国家公務員法、地方公務員法を今政府が考えて

おるようなそういう改正をする必要はどこにも見当たらない。それをして

今やられるというところに私は問題がある。で、そういうことで、もしかり

に百歩譲って、在職専従の問題があ

る、組合費のチェック・オフについて問

題があるとしても、各國の例を見て

も、各々労働協約なり、両者において

話し合いをしてやり得る。一国の法律

によって組合費を給料を出すときに引

きの私の質問なり話に對して、石原長官は閣内においては、ある一部の、一

つお聞かせ願いたいと思うのです。

○政府委員(山口西君)　これは院内における正式の委員会

の話でないですから、責任は向こうも

持てないと私は思ふけれども、そのと

も会いまして、地方公務員に関する問

題について問題点を追及いたしました。これは院内における正式の委員会

の話でないですから、責任は向こうも

持てないと私は思

うとされておることは、ことさらによくあります。ILO条約の批准によって、国家公務員、地方公務員の組合運動に対して何らかの支障を与えるようという、こういう意図のあるということを見られても、私は政府並びに自民党の一部の方々の証明はつかないと思うのですが、これに対する益谷副総理の御所見はどうですか。

七号の問題は、これは私の所管である

かどうかということよりも、開議全部

の関係の問題であります。従つて閣議

もたびたび聞かれまして、まだ結論に

達しておりませんので、公務員の問題

についても、本日の閣議で決定するも

のと私どもは期待して参りましたが、

人事院関係方面においても、また党の

政調とか、あるいはまた行政審議の小

委員会があります、その関係で本日は

閣議決定に至らなかつた。閣僚の個々

の意見は大体私も承知いたしております

すが、これは申し上げない方がよろしく

いと思つております、私自身も考え方

は持っております 持っております

がここでこれを御披露するのは、いふまでもう思ひます。努めて、私は始手

關係上並んで公務員關係の担当を、いかがかと思ひます。多めで積は積上

關係と並んで公務員關係の担当をいた

益となるようこまかめたハシハラニ生

は、私またびたび陳情等にも申してお

る次第であります。しかしながら、な

かなか難航いたしておるようでありま

す。先ほどもちよつと聞きますると、

人事院との調整、党との調整がなかなか

か困難をいたして、今は主として官房

長官、小笠副長官が衝に当たってやつております。大体夕方閣議を開く運びになると期待してこの部屋へ参

りましたが、まだどうも本日の夕方まで開けるかどうかわからぬ情勢であります。私はここに自分の意見を申し上げることを避けますが、公務員担当の責任者として、できるだけ利益の方面に自分の意見述べたいと思っております。

○山本伊三郎君 それじゃ私これで終わりますけれども、益谷國務大臣としては今のそういう答弁もやむを得ないと思う。しかし、今までの慣例からいふと、もう法律案になればこういうことはあるかもしれません、やはり国会では法律案としてこれを審議を通してはイギリスでも、あるいはフランスでも、あるいは西独でも、あるいはアメリカでも、こういう労働関係の法律を作る場合には、相当労働組合の幹部なり、専門家の意見を聞いて立法されてしまう前例が相當ある。わが国ではどうにそういう、何といいますか、相談相手を求められておられるか知りませんが、どうもわれわれとしては理解に苦しむ場合が多い。私は努めておとなしい表現をして話をしておるのであります。これが法律案になってくれば、相当また安保の条約と同じように、大きな問題があつた。政府も、まあ今それが起草題がある。政府も、まあ今それが起草されているか、主張されているか知りませんが、政府が今まで新聞に発表した内容を見ると、きわめて一方的にものを見察して出しておられる。往々にして間違いを起こしますよ。せつかく戦後ここに民主主義の基本である労働運動が、まあ行き過ぎといえば行き過ぎがあつたかもしませんけれども、ようやく軌道に乗っていこうというこの段階に、一歩誤てば政府の意図せざ

い間の私の経験からいつても、私は副総理にきょうそれを言いたい。ただ一点だけを見詰めてやると、政府の言うことも、なるほど政府の考え方かといふこともわかりますけれども、各方面からそれを観察するだけのやはり政府に対してそういうサセズチヨンをする顧問的な人がおらぬと思うのです。間違いを起こしてくれば、せっかく軌道に乗っていこうとする日本の労働運動というものは、また逆に困った方向に向く一つの今岐路であるということを益谷国務大臣は、今の問題がいつ解決するか知らぬけれども、十分考えてもらいたいと思う。具体的の例を述べようと思つても、そういう衝撃でないから言いませんけれども、もうすでにわかりだと思う。在職専従の問題にして、も、チエック・オフの問題にしても、そんなものは労働運動の正当な問題じゃない、大きい問題のポイントじゃないのです。ただ、あれをやられるところは、今のような日本の労働運動の現段階では困ることはあります。困らしていい、いうことが政府の意図であるならば、大きい間違いを起こすと困ることを、私は言いたい。私は自民党の方々はすべて資本家の手先だといふことは言いません。国会議員すべてはやはり日本国民の私は代表だと思つている。今一番大事なのは、労働運動を今後どう方向づけていくかということです。資本家を問わず、労働者を問わず、また政治家を問わず、みんな考えなければならぬ一つのポイント、基礎で、それを一面だけ考えて、今度の国家公務員、地方公務員あるいは鉄道業法なり、公労法を変えるということです。それを一面だけ考えて、今度の

となると、それこそ大きい問題がそこに腹蔵しておるということを十分考へて、おそらく私の見通しでは、今まで結論が出ないということは、人事院の改組の問題だけじゃない、相当議論が沸騰しておると思いますから、本日提案されることになつておりますが、時間の余裕があれば益谷國務大臣もぜひ一つその点を、具体的に私言いませんけれども考え方直して、もっと本筋を見きわめて改正案を出す。あわてて出が必要はありません。何も國家公務員、地方公務員法を直ちに、同時に出す必要はないのですから、その点は十分一つ閣内に益谷國務大臣の口を通じて入れてもらえるかどうか、これを聞きまして私の質問を打ち切りたいと思ひます。

思う。しかし、國務大臣としてここに御出席になつておる益谷さんが、あなたの御所見をわれわれが伺つた場合に、それを述べられないということは、これは私は了解できない。当然、益谷國務大臣としての見解は述べていただかなければ、閣議の中ではなたがどういふ意見を述べられてどうだといふことはともかくとして、一切この際は質問に答えないでこの委員会を終わらうというその御態度には、私は同調することはできません。そういうことを申し上げて私の前段のお尋ねをお答え願いたいと思います。

○國務大臣（益谷秀次君） 大体の修正の方向はわかつております。人事院とはどの点を調整をしているのか、党はどういう点を官房長官が中心で調整をしております。私は、先ほど山本委員に申し上げた通り、自分の担当のいかんにからず、これは閣僚全体の大責任であります。従つて、特に私は一般職の公務員を担当いたしておりますから、公務員諸君の利益を守つていただきたい。これだけが私の所見であります。

○矢嶋三義君 それじゃ一、二分けて伺いますよ。まず第一点は、ILO八十七号条約批准を求める提案は、約束通りに本日中に国会に出されますね。

○國務大臣（益谷秀次君） 一昨日もお答え申し上げた通り、これはまだ閣議決定になつております。ILOの条約批准を出すか出さぬかということは、まだ閣議決定になつております。しかし、その点のいろいろ疑惑があるようであります。ILOの条約批准の準備を一応二十八日までに出せば

いいのか、ILOの批准案件を二十八日までに出せばいいのか、まだ疑問があるようであります。従つて、ILOの批准を二十八日、すなわち今日一ぱいに提出か出さぬかということは、まだ問題大臣になつておひまません。

○矢嶋三義君 私は、閣議決定になつていなことは私も承知しているわけです。それと同つて、いろいろないし

日本政府は専、皆からられて、る問題で
す。本日中に、これは I.L.O. 八十七
号条約批准ということは、国際的にも

日本政府に迫り詰められていく問題です。国内的にはもちろんのことです。だから、いろいろ経過があり、野党との公約もあるつでなければならぬ。二つ、三つ、四つ

公約を批准してから八年以内に、十七号条約の批准を求める案件は、他の国内法整備は全部まとまらない場合においても、少なくともそれは出せるつけ

益々國務大臣は、十七國務大臣の一人ですから、当然私は出す義務が信義上有ると思うんです、内閣はね。だから、

益田昌次郎は、一七〇〇年四月の一人として、それは他の国内法の整備がまとまらなくとも、これだけは本日中に提出せ、出すべし。こういうことは閣

議においても努力をさるべきだと、具体的に言うならば私はそう思うわけですが。そういう立場において同つてゐる

○国務大臣（益谷秀次君） 閨議以前で
ありまするか？ お答えを……
わけです。御所見をお伺いします。

○矢嶋三義君　いや、あなたの御見解。
○国務大臣（益谷秀次君）それは私見
も、閣議ご通づなれば私の私見にす

一般的に、公務員の全体の利益をはかつて出所進退を（）と申しておる

○矢嶋三義君 了承できませんよ。
と思う。

國務大臣であり、しかも副總理という格の人が、委員会に出て所見を承った場合に、その問題にもりますがね。こういう、これだけの何年間の経過を経てきたこの問題の、この時点において御所見を述べられないということは、了承できませんよ。一昨日の私の質問に対しては、私は国家のことを考えてやりますと、こういうふうに御答弁になつた。で、私は、あなたが非常に先輩ですから、大先輩だから、それに反駁しないで下がつたわけですよ。しかし、さうの時点に立つて、今度は、公務員のためを思つて云々。しかし、国家のため、公務員のためといふことになれば、野党への信義という立場からいっても、国内法整備の、他の法律案まとまらぬ場合においても、最小限、八十七号条約の批准を求める案件と、それに必要な最小限のものはちゃんとできているわけです。だから、そういうものは本日出さるべきだと思う。そういうように、私は、副總理としても当然そう主張されるべきだと思います。だから、そういう御意図があられるかどうかということを承つておるわけです。先般も私も言いました。山本委員も他の委員も主張され、本日も繰り返されておると思います。これはね。その人事院改組を含む國家公務員法の改正なんか、関係ないんだから。ましてや、在籍専従を認めるとか認めないと、これを三年にするとかしないとかいうようなことは、八十七号条約の批准と何ら関係ないんだから。そういうものとからめて、それがまとまらないために国会に提案しないということは、この時点になつて許されないことですよ。少しでも土性骨の

ある国民だつたら、憤激しますよ。私、けさどの新聞も見たんですが、私ここへ持つてきているのは朝日新聞ですがね、朝日新聞のきょうの社説にもちゃんと書いてある、「八十七号条約便乗をやめよ」というタイトルですと書いてある。一言一句、われわれの見解と同じですよ。良識のある国民の見解と同じものが、ちゃんと社説にあることは、これは朝日に限らず、すべての新聞のここ数日間の論調というのは、全部こうですよ。こういう点に頑迷さを押し隠されはいけないと思うんですよ。国家公務員法とか地方公務員法、そういうものは、与党内の小委員会か中委員会か、何か知らんですが、あって、まとまらないのは、それがあとにしておきなさいよ、そんなものは。何にも必要ないことだ。八十七号条約の批准を求める、それと、例の公労法の四条三項、地公労法の五条三項、その削除をするというなら、その最小限のものは、トップに、半年も前からできている。それだけでも、本日これは提案したらいい。あまりにも益谷さんひどいですよ、内閣のやり方は。しかも国会に ILO 条約批准の特別委員会ができなければ、野党にそれが取りつけができないければ、この提案をしないということを、うちの国会対策委員長にきょう通じてきてる。そういうなにも流れてきてる。あまりにもひど過ぎますよ。それから、あなたの内閣を支える党の一部の国会対策委員諸君から、もしこの ILO 条約批准の特別委員会ができなかつたならば、これは関連の公労法、地公労法、国公法、地公法、それを当該委員会に出す、それが大体成立の目鼻が立つたと

ところで、初めて御本尊の八十七号条約批准を求める案件を提出する、これはおそらく舉言だと思うのですが、かりに舉言にしても、あなたの内閣を支えておる与党の国会対策委員の一、二の人からそういう発言があるということは、その理に添わざることきわまれりと言わざるを得ないです。だからこの時点に立つて、先ほど山本委員からも指摘されましたがね。私は先般、國家のために私はやります、きょうは、公務員の、働く公務員諸君のために努力されるというのならば、その結論として出ることは、政府与党の調整がなかなかむずかしくてまとまらない場合においては、もうすでにまとまつた分があるのでから、八十七号条約の批准を求めるについては何ら支障のないほどの、最小限の成案を得ているのですから、野党との紳士的申し合わせもあるのだから、本日中に内閣は出すべきだと、私は一国務大臣としてそれに努力しますと、この程度の、益谷さん、答弁があつてしまかるべきですよ。でなければ、与党から押しまくられて、全部、いつまでもまとまんから、きょうも提出をしない、そういう格好でいって、もしも八十七号条約の批准がなされなかつた場合に、六月のジュネーヴにおけるILO総会に、何のかんばせあつて労働大臣は出席しますか。労働大臣はその点も非常に心配されているようです。国際的に不信を買いますよ、日本の政府はのみならずですね、あなたが公務員のためにといふのですが、日本の全公務員、全労働者は、あげて内閣に不信の意を表明するでしょう。それで、あなたの方の政策遂行、行政に理解と協力を与えることは

できないことになる。これは何も政府与党的の不幸のみならず、日本国民なら日本国民の不幸ということに結びつきますよ。それはあなた方が考えている以上に、これは何ですよ、日本の労働者諸君、公務員諸君にとつては重大関心事なんですよ。この時点に立って、まだ低迷して、そしてこういうところで、副總理というタイトルを持ち、有力な國務大臣というようなあなたが、一切ノーコメントでこの委員会で御了解いただきたいというのじゃ、了解できませんよ。お答えいただきたいと思ひます。御答弁願います。

○矢崎三義君　名答と言われる方もあるが、私は名答ではないと思います。労働問題懇話会の結論、それに基づく昨年の二月における閣議の申し合わせの条件は、全部整備できているのです。整っているのです。昨年の二月の時点における閣議の申し合わせ事項、その条件は、全部昨年の十二月の全般の正常化によって整っているのです。あとそれが變ってきたわけですよ。もし、これと国家公務員法、人事院の改組を含む、それが伴つくるとなれば、いすれは当委員会の国家公務員法の改正案、人事院の改組の問題が及んでくるだけに重要な問題があるわけです。この点については、あとほど要求している官房長官、それから小笠官房副長官、それから人事院総裁出席の上で、責任者にさらに質疑をいたします。ただ、副総理に私は特に御願望申しあげたい点は、私ごとき若き者が、先生のごとき大先輩政治家に申し上げることはおこがましいかと思いますけれども、しかしこれほどの問題、この時点になつたら、政治家というものが、特に閣内における有力なる閣僚、政治家といふものは、この時点についてはこうすべきであるといふやつぱり見解を持って、自分の意見をある場合には述べて、その自分の述べたことに責任を持ち、また、自分の信ずることは実現するようになつましき野望を持つて努力する、そうすることによって、野党の委員の理解と、ある場合には協力を求める、国民の信頼にも沿う、こういう私は態度というものが、責任ある大政治家の益谷さんにしては、きょう

の答弁は、私は閣議の内容を漏らして下さいとは言いませんよ。しかし、これほど国際的にも国内的にも追い詰められた、あと数時間しかないというこの時点において、自分は閣僚の一人として、こういう見解で、こういうふうにあってかかるべきだ、あなたの言っている質問には、ここはいけない、反駁する点は反駁したらいでしよう。それから了とする点は確かに了だ、いろいろむずかしい問題はあるが、その点は自分は了とする、そうあってしかるべきだ、自分もそれに、できるかでありますかわからぬけれども、私もその点はごもつともと思いますから努力しましょう、しかし、あなたの意見は了解できない、こういうふうにそれをセレクトして、それに対して責任ある委員としては、事重大であるだけに、なかなか下がりかねるわけです。しかるがゆえに、若い者ながら先輩に苦言を呈したわけです。私の言わんとするところはおわかりだと思います。一つ御努力していただきたいと思うのです。

○國務大臣(益谷秀次君) 矢嶋委員のおっしゃることはよくわかっておりまます。また、つつしんで拝聴いたしました。私の申し上げてるのは、昨年の二月の閣議決定をいたしております、それにはILOの条約八十七号の批准を求めるのには、国内法の整備が先決問題だから、その点を閣議決定になつております、これも私は当時閣僚じゃありませんから、そうしてもう一つは、批准は二十八日までに出すというのか、

○鶴園哲夫君 今のこの ILO の問題に関連をいたしまして副総理にお伺いをいたしたいのですが、これは直接の関係ではないわけでありますけれども、公務員のためにと、また公務員のための國務大臣をやつておられますので、その点から若干お伺いをいたしたいと思いますが、今度の ILO 条約の批准に関連をして、人事院を二分割するということに進みおるわけですが、この人事院を二分割するということは、これは全く実にあぜんたるものだとと思うのです。これは御承知のように人事行政というものを、政治の力によつて左右されることを防ぐところの力による近代公務員制度の根幹だと思うのです。アメリカにおきましても、イギリスにおきましても、これは近代国家の公務員制度の根幹だと思うのです。そのためには、これは人事行政といふものを政府の手から切り離して、大かれ少なかれ、政府とは独立の機關を設けて、人事行政というものを取り扱う。こうしたことになっておるわけでありますね。それを今回二つに割る、そうして人事行政の実施面を政府の直轄の手に握る。これは私は近代公務員制度の立場からいって容認できない、こう思っている。最近この各省の高級公務員の間にこういう風潮があります。労務対策といえば、いろんなものが通りやすい。こういう考え方方が今まで各省の高級公務員の間にびまんいたる批准の準備の各法案の改正を出すというのです。従つて、私はそれがはっきりいたした後に、自分の閣議における発言をいたしたいとかように存じております。

回も農林省問題について指摘をいたしましたが、林野庁の三百三十八の営林署に全部次長を置く。三百三十八人の次長を置く、大へんなことあります。ところが、これは労務対策の一つも含めてと、こう言うというと、与党いう、全部これも労務対策含めてとう言葉がついている。どんどんポストを持つておる。そこに総務部長を置くとも含めてと、こう言うというと、与党の間が通りやすいというのです。さらばに食糧庁は都道府県に全部事務所を持っています。今度のこの人事行政の人事院の二分についても、御承知の通りに労務対策という考え方がついていり、ほんとう言うと、これは官僚政治の復活だと、こう思つておる。それを今回はカモフラージュをするペールがかかっている。それは公務員組合に対する労働対策、こういうペールをかぶつて出でておる。これは私は今後的人事行政を誤る大きな要素と思っております。過去三回ほどこの二十八年、三十年、三十一年、この人事院の二分割案が政府から出されまして、そうして、これは自民党の中からもやはり反対があつて、審議未了に終わつて流れてしまふわけでありますけれども、今は労務対策というペールをかぶつて出てきている。本質は、これは人事行政復活につながつてくると、こういうふうに考えておるところであります。これはやはり政治の力から左右されないよう、政府から独立した機関で人事行政というものは行なうべきだ。これが近代公務員制度の根幹だと思うのであります。これがついての副総理の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣（益谷秀次君） 第三者的立場の人事院、すなわち人事行政の公正を確保する、公務員諸君の利益を保護するという、この二つの線は、やはり第三者的の立場にある独立機関である人事院に位置しておくのがふさわしいと私は思つております。今どの程度の折衝をしておるのかつまびらかには存じませんが、官房長官と人事院との調整をしておるということを聞いておりますがまだ結論に達しないわけであります。私の考え方から申しますと、たゞいま申しました第三者的の立場の権限は、人事院に置くべきが至当であると思っております。

○齋藤哲夫君 これは先ほど来申し上げておりますように公務員の人事行政というものを、これは今おっしゃるような公平審査とか、あるいは勧告権とかいう問題だけではなくて、公務員の人事行政というものを、一応多かれ少なかれ政府から独立した機関に置いておく、こういう形に今なつてゐるわけです。これが先ほど来申し上げておりますように、近代公務員制度の根幹に日本の公務員制度は持つておる。そのために人事官というのは御承知の通り一つの大学から出た者は、二人以上一つの大学からとつてはいかんとか、あるいは政党の役員になつた者はいかんとか、政党の顧問として影響を及ぼしておつた者はいかんとか非常に厳格な条項を置いて、資格を置いて人事官の合議制度によつて運営されておるわけであります。それが今度は最も重要な実施面というものが内閣に行つてしまふ、これは政治によつて左右されること明らかであります。それを防ぐというのが、近代公務員制度の根幹なんです。それ

を今日政府が変えられるということは、これはもう何とも遺憾のきわみだ。こういうふうに、私、長い間公務員制度をやつておりますと、その前に、戦争前の官吏制度といふ点からいいまして、どうもこういうやり方は、あとに悔を残すのではないかなうか一つ副総理におかれましても、公務員担当の国務大臣としてよろしく一つ御配慮願うように御要望申し上げておきたいと思います。

○矢崎三義君 それで一昨日に引き続いで伺いますが、一昨日監察局関係に入るとこで切れております。そこで伺いますが、監察局長が先日述べたこのことは、まことに言葉の上では当然のことだと思うのです。しかし、ただ問題は、やれるかやれないかということでね。最も重要な点は、行政運営面によりよく反映するよう努力したい。その結果は各省庁で実行されるよう再照会をやって実現いたしましたい、こう述べておりますが、言葉はその通りでけつこうだと思う。ただ実現できるかどうかということで、これまあ監察局の一番盲点のところだと思うのですがね。そこで私は伺いますが、よいおんと監察報告を出されておられた結果が、しかも一年あるいは一年半かかるでやられたことがあります、これは、管区行政監察局並びに地方行政監察局のあなたの方の方の出先機関の皆さん、が乏しい旅費の中から足を棒にしてやられたのですね。だからこれらが活用されるかどうかということは、末尾にある公務員の皆さんの士氣にも影響していくことだと思うのですね。そ

れで今まで相当活用されているわけで
あるが、それ以上に活用されなければ
ならんという立場で、先般局長はああ
いう抱負を述べられたのだと思う。私
の伺いたい点は、表でも作ってあります
が、各年度こういう勧告をした、その要
点はこれとこれとれど、そしてこ
の点は何年度に勧告の趣旨が達したと、
こう棒で消していくとか、そういう一覧
表でわかるようにして、この監察局の
監察結果はもう一目してあの案件は何
年度にどうなっていった、残っている
のはこれだと、それでの実現をはか
るというような一目してわかよくなそ
ういう表でも作っておるかどうか。私
はそういう必要があると思うのです
よ。で、各省庁から回答がありますわ
ね、回答の中には皆さん方に反駁して
くるのがあるでしょう。それはペン
ディングにしても、御指摘の通りご
もつともだと勧告された省庁とあなた
のところで意見を一致したものは、
ちゃんとそういう表でも作つておい
て、そうしてその一つ一つ処理して
いつて、ことに予算編成時期には、行
政管理庁からそういう資料を提供し
て、予算編成会議でも管理庁長官とし
て発言でもして、そうして一つ一つ実
現されていくというようなことになら
ないと、行政監察局の存在意義がなく
なると思う。で、公務員の士気にも影
響するし、監察報告を作るそのこと
は、単なる自慰的なものに終わってし
まうと思う。そういうきらいがあると
思う。いかがですか。

とに重点を置いた勧告をしたか。勧告の項目数、その勧告に對しまして相手省庁がどれだけ改善をやつたか。あるいはその一部を改善をしたか。あるいはまたその改善を実施しておらないかどうか。こういうふうなことを今までは毎年末に一齊に調査をし、整理をいたしておつたのでござります。従いましてそういうことの表はございまして、勧告に對しまする改善の実施のペーセント、どれくらいであるか。こういう一覧表はできております。ただ、それは各審議官あるいは各監察官室の担当のところにおきましては、さらに詳細なる具体的なる改善の事項、あるいはまだ未改善、まだ改善されておらない事項、そういうものは各部屋々々において把握されておる。こういうことがあります。それが状況に応じまして必要なときにおきましては、各監察官室等において調査しどういうものがまだ未実施の状態であるか。こういうことを把握することに努めておる次第であります。しかしながら、私がこの間申し上げましたように、ただ單に総括的に件数において何%が実施され、何%が実施をされない状況であるということでは不十分ではないか。まあ、そういうことで勧告に對しまする回答があつたときに、勧告と回答の対比状況、これを一覧しました表を作成をいたしました。さらに大体半年以上たちました後において、その回答の中においていまだ研究中である、今後善行なつたか。こういうことを調査することに決定をいたしました。今まで

は、いすれかと申しますると、実施のペーセント、項目につきましてのペーセントとということに重点を置いた集計になつておりますので、今後はそれのみならず勧告に対しましての実施の項目、未実施の項目、こういうものを具体的に把握をしていきたい。こういう面に努力をいたしております次第であります。しかしながら、過去の監察の実績から見まして、勧告に対する実施の推進が不十分な点があつたことは、われわれも認めておるところでございまして、従いましてこの点について今後そういう努力を払つて参りたい。かようになります。
○矢嶋三義君　あのね、昭和三十四年度中に勧告した監察というものの、資料を出してほしいといつたらこれだけ出されたわけだね。これは要点にすぎないわけだね。要点だけこれだけあら。正直なところ、私これを全部読み切れないかったわけですがね。表か何かで明示できるようにして本委員会は行管の所管常任委員会ですから、毎し年度変わりのときには、本年度中はこれだけの勧告をした、要点はこうだ、詳しく述べぬですよ。その程度の資料を今後出していただきますと、われわれも立法府において勧告が適正だと認めめる面については、その推進に努力したいと、こう思う。この点お願ひしておきたいと思う。

に予算案が確定しますと、今度の昭和三十五年度予算編成にあたって、何年何月貴庁から勧告されたこれこの点は、予算編成の際にかうように御趣旨に沿つて解決しましたというような、そういう回答が迫つて来るのか来ないのか。当然私は来るべきだと思う。もし、今まで慣習として来なかつたとすれば、行政管理庁長官閣議において発言をして、ただ勧告を出したたら、それに対して一度御回答を願いますと、いうようなことで、形式的な回答だけ出しておいて行政管理庁の連中は適当なことをやつているというようなことで、他の省庁から、はなもひっかけられないうなことでは、国費の乱費になると、あくまでも非を追及していくなければならぬと思う。そして各省庁は勧告されたことが実現したならば、そのつど行管に報告をする義務を課しておいて、そして行管には、勧告内容なりの実現したのが一見してわかるような表を作っていく。それを立法府にも提出する。各省庁にも配付する。国民もそれがわかるようにする。そういうふうにすれば、私はよく効果が上がつてくるのじやないかと思うのですが、長官の御答弁を願います。

序に限らず、特に実施官庁、事業官庁、そういう方面に特に重点を置いて競争入札なんかは必ずしもやられておりませんよ。私は広義の意味においては談合が行なわれておる。ちょっとした事業をやるにも、たくさんの業者が集まって、そして適当に配分をしておる。それの方が行政官としても摩擦が起らぬから適当にやつておる。だから厳密に考へると、ほとんど談合ですよ。そこに国費の乱費、それから不適正なる支出が行なわれておるといふことは、相当自信を持って僕は言ひ得るんぢやないかと思うんです。だから、こういう点は監察を幾ら強めても強め過ぎることはないと思う。で、局部的にちよくちよくと突ついておられるけれども、そういう方面的の総合的な監察というものが不十分で、僕は行政管理庁としては、こういう点は徹底しておきたいと思います。

それからもう一つは、これはちょっとさきやかなことで、まあやわらかくなるけれども、頂門の一針の意味で申し上げますが、報償費とか交際費とかがどういうふうに使われておるか。具体的にいえば、みん領収書等があるでしょうから、どういう特定の料亭に最も多く払われているかということを、これは頂門の一針として僕は監察してしかるべきだと思うんですが、国会の近くに尾崎記念館ができました。政治会合なんかは、ほんとあいいうものばかり使つたら僕はいいと思うんであります。国会のまわりにある。ところが、天下御免で特定料亭が非常に使われておる。それに報償費とか交際費が流れています。

○矢嶋三義君 最後になりますが、

○委員長(中野文門君) 委員長(中野文門君) できませんでした。

おられるのか。私はこの行政が御承知のように非常に拡大をいたしております。量的にも拡大いたしてあります。長い間この行政が取り締まりとか、認許可というものを中心にして行なわれておったわけでございますが、逐年急速に保護行政とかあるいはサービス行政というものが非常に拡大されてきている。そういう意味でこういうふうに二百六十に及ぶ非常に膨大な審議会を設置せざるを得ない。このことは今日の行政に携わっている者の能力が不足してきているのだといふ点を雄弁に語つておるのではなうかと思つておるわけであります。その反面には、行政能力が喪失してきてるといふ点は否定できないのではなうか。たとえば通産省に三十七も審議会がある、農林省に三十五の審議会がある。

総理府に五十幾つあるといふ点については、まだわかるといつてしまつても、こういうふうに膨大な審議会が次々に作られるといふことは、今申し上げたような今行政に携わっている人たのどうしてもやっぱり能力の欠如といふものを物語つておるのではない。たとえば、その反面には、行政能力が喪失してきてるといふ点は否定できないのではなうか。たとえば、通産省に三十七も審議会がある。

公務員としてたくさんかえ込むといふことは、非常に不経済な場合もありますし、その必要のつど短時間の勤務でまかなかつていただくといふような趣旨で審議会、調査会といふものができます。それからもう一つ戦後の行政のあり方といつてしまつて、行政処分等をする場合でも、行政官庁だけの独自の考え方でやらずに、民主的と申しますが、これは占領軍の指導によりまして審議会等にかけてやる一方、公聴会というような制度を作りましたが、そういうものと合わせて行政決定をしていくといふやり方を作つていかれたわけでございまして、そのために非常に審議会がふえてきたといふことは事実でございます。そこで民主的であるとか、あるいは専門化であるとかといふ行政事務の実情に対応して、ある程度審議会、調査会というものができていくといふことは、やむを得ないことです。そういう対策というものを考えておられるのかどうかといふ点を伺いたいわけであります。

○政府委員(山口酉君) 審議会が非常に多くなっていくといふことは、お話しの通りでございまして、一番多いときには三百五十余りもございました。そのとぎから見ますと、百くらい減つておる

わけでございます。一応減らすことになりますけれども、今申し上げまして参りましたような行政運営の根本的な方針と申しますが、行き方というものが、話のように戦後非常に行政がこまかくなつて参りまして、専門化して参りました。通常の公務員ではまかない切れないと、いつかわるい事情があることは、ただいま御指摘の通りだと思います。そういうために専門の知識を部外から求めることで、そういう方を常勤の公務員としてたくさんかえ込むといふことは、非常に不経済な場合もありますし、その必要のつど短時間の勤務でまかなかつていただくといふような趣旨で審議会、調査会といふものができます。それからもう一つ戦後の行政のあり方といつてしまつて、行政処分等をする場合でも、行政官庁だけの独自の考え方でやらずに、民主的と申しますが、これは占領軍の指導によりまして審議会等にかけてやる一方、公聴会というような制度を作りましたが、そういうものと合わせて行政決定をしていくといふやり方を作つていかれたわけでございまして、そのために非常に審議会がふえてきたといふことは事実でございます。そこで民主的であるとか、あるいは専門化であるとかといふ行政事務の実情に対応して、ある程度審議会、調査会というものができていくといふことは、やむを得ないことです。そういう対策というものを考えておられるのかどうかといふ点を伺いたいわけであります。

のために、こういうよなな審議会ができるために、非常に膨大な数に上っております。ただ、けつこうだと思っております。だから、戦後官庁の中からこういうような能力のある人たちが成長する、そういうような施策と、いうものが公務員の中によられていないという点を、私としては心配をいたしているのであります。
それから最後のこのここにあります行政監察の管区並びに各県にありますところの地方監察局、ここに管理局の仕事を、これは行政機関の定員及び當管、こういうものの実態の把握の調査を管区あるいは地方監察局にやらせます。仕事を、さらに行政管理局と統計基準局の資料の収集を行なわせる。こういうことで、監察局に非常に大きな仕事が期待されるようになります。で、御承知のように、この監察業務というものについては、各省のまじめな人たちが期待しているところが、非常に大きいわけですね。私がうも若干の省の、考査室とかあるいは監査室とかいうところで、監査室にあります。それは比較しがりいっておりますね。これは比較したい点もあるわけありますけれども、少なくとも行政監察の局が、中央だけじゃなく管区内に人を置き、さらに各県に人を置いて、行政全体のすみずみにわたるところの監察ができるといふことは、どうもこの監察業務というも

のに対して圧力を加えているのではないかという印象を与えている面も否定できないよう位に思つております。御承知のように、この各県になりますところの地方監察局といふは大体二十四、五名の人数です。つあります。管区は大体六十人ぐらゐず普通いるわけですが、この二二、三人のところへ今先ほど申しげたような基準局の仕事 行政管理局の仕事、こういうものがりますと、どうしてもこれは精力相当さかれるのじゃないか、そんなとが先ほど申し上げましたように、常に期待をされている、勧告はさればなしとかいろいろな問題はあります。あります、少なくとも勧告そのものについて、あるいは行政監察について非常に期待を持たれているといふ場合に、新しくこういうものが加わって、末端の組織まで加わっていくところは、監査業務そのものに対する、何か圧力を加えるというような象を抱いているようであります。行政管理局としては、この新しい仕事を加えますときに、大蔵省に対して、人員の増加をなされたかどうか、最初から人員の増加をしないつもりやられたのかどうか、その点を一伺つて、一体これで期待されるよう監査というものができるのかどうか、まじめな公務員たちは非常に心配していると私は思つております。この二二について伺いたいと思ひます。

機構を膨張しないよう、要請しておる
建前もありますので、自分の方からは
できるだけ白瀟していく態勢を持って
おります。そういうことで実は今度の
新たな計画につきましても、監察の業
務の能力を減じない限度において、実
施するだけの態勢をもつておる
は計画の実施にはかなり波動がござい
まして、すべての人がすべての時間に
フルに働いているということではござ
いません。監察計画というものは、計
画が一つのテーマを持って実地調査を
し、それを取りまとめていく段階
で、それぞれ適当な人が従事しておる
わけですけれども、一部にはどうして
もある程度手しきが出てくるというの
が從来の例でございます。で、できる
だけそういうものを活用するというこ
とにしまして、監察の能力は落とさな
いようにしていこう、こういうことで
考えておりますので、調査をいたしま
す場合に、中央で具体的に十分末端の
動き方を、スケジュールをよくつけ合
わせまして、そうして過重な負担にな
らないよう仕事を調整していくと、
こういう考え方であります。それで当初
大蔵省に対して要求したかというお話
でござりますが、ただいま申し上げ
ましたような趣旨で、今回は最初から
要求いたしておりません。将来の状況
を見て、大体今の状況でやれる見通し
を立てておりますけれども、これは実
施してみた上で、またさらにいろいろ
問題が起るかもしません。その際
にはさらに対策を講じたいと、かよう
に考えております。

○委員長(中野文門君) 速記起として。他に御発言もなれば、質疑は終局したものと認めさせて御異議ございませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり認めます。

それではこれより討論に入ります。

委員長の手元に村山君から修正案が、伊藤君から附帯決議案が提出されおりまます。本修正の御意見は、討論の冒頭に、附帯決議案についてはその次にお述べを願います。なお、御意見の方は、原案及び修正案並びに附帯決議案に対する賛否を明らかにしてお述べを願います。

○村山道雄君 ただいま議題になつております行政管理厅設置法の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出いたします。

行政管理厅設置法の一部を次のように改定する。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由を申し上げます。

この法律案の付則では、「この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。」とあります、が、四月一日はすでに経過してしまいましたので、「この法律は、公布の日から施行する。」というように修正する必要がございます。

よつて、ここに修正案を提出する次第でござります。

この修正部分を除きまして本案全体に賛成申し上げます。

○伊藤頸道君 私は日本社会党を代表して、ただいま村山委員より提出され

ました修正案並びに修正部分を除く原案に賛成いたします。

この法律案における改正のおもな点は、現在行政管理庁の地方支分部局においては行政監察局の所掌事務だけを分掌しておるのを、必要に応じて行政管理局と統計基準局の所掌事務の一部をも分掌することができるよう改めるとするものでありますて、この点はまことに時宜にかなつた改正と思われます。けれども、その改正の結果、出先の行政監察局の事務が増加することとなり、これがため行政監察局本来の任務である行政監察業務の能率が低下することとなるないように、その運営については十分配慮せられたい。

次に衆議院においてなされました苦情処理に関する修正の点であります。が、行政管理庁において今まで日陰者のように扱われてきた苦情処理の業務が、今日十分国民の期待にこたえる実績を上げてきた以上、これを行政管理庁の権限として上げることは当然のことでありまして、この修正に対しましては全く同感の意を表するものであります。

なお、総理府初め各省庁に設置されている審議会、調査会等のうちには、整理統合すべきものがあるのみならず、委員の人選等、その運営につきましても適当でない面が見られますので、この際本法律案に三党共同の付帯決議案をつけたいと思いますので、御賛成いただきたいと思います。

附帯決議案を便宜朗読いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

○委員長(中野文門君)

（）速記起として。
は、質疑は終局し
哉、ござ、まさしく。

ました修正案並びに修正部分を除く原案に賛成いたします。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
「異議なし」と呼ぶ者あり

は、現在行政管理庁の地方支分部局においては行政監察局の所掌事務だけを分掌しておるのを、必要に応じて行政管理局と統計基準司の所掌事務の一部

委員長の手元に村山君から修正案
が、伊藤君から附帯決議案が提出され

玉子を分掌することができるよう改めることとするものでありまして、この点はまことに時宜にかなつた改正と思われ

冒頭に、附帯決議案についての次にお述べを願います。なお、御意見のお

ます。けれども、その改正の結果、出先の行政監察局の事務が増加することとなり、これがため行政監察局本来の任務である行政監察業務の能率が低下

○村山道雄君　ただいま議題になつて
お述べを願います。

することとならないよう、その運営については十分配慮せられたい。次に衆議院においてなされました苦情処理に関する修正の点をあります。

正する法律案に文ある修正の趣旨を掲出いたします。

情処理に関する修正の点であります
が、行政管理庁において今まで日陰者
のように扱われてきた苦情処理の業務
が、今日十分国民の期待にこたえる実

附則を次のとおり改める。

績を上げてきた以上、これを行政管理の権限として上げることは当然のことでありまして、この修正に対しまし

この法律は、公布の日から施行する。

ては全く同感の意を表するものであります。

は、昭和三十五年四月一日から施行す

整理統合すべきものがあるのみならず、委員の人選等、その運営につきましても適当でない面が見られますの

公布の日から施行する。」というように修正する必要がござります。

で、この際本法律案に三党共同の付帯決議案をつけたいと思いますので、御賛成いただきたいたいと 思います。

第一でござります。

附帯決議案を便宜朗読いたします。
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決

○伊藤謹道君 私は日本社会党を代表して、ただいま村山委員より提出され

総理府はじめ各省庁に設置されて
議案

いる審議会、調査会等は年々増加の傾向を示し、現在二百五十余の多数にのぼつてゐるが、行政責任を明らかにし、国費を節約し、また行政機構を簡素化せんとする現内閣の基本方針に基き、政府は、この際、不用又は類似の審議会等の整理、統合を速かに断行すると共に、同一人が多数の審議会等の委員に任命されている現状は審議会等の運営に支障を来たすおそれあるが故に、今後委員の人選についても十分留意されんことを強く要望する。

右決議する。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致と認めます。よつて伊藤君提出の附帯決議案を議題といたします。伊藤君提出の附帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(中野文門君) 全会一致と認めます。よつて伊藤君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につき

ましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。伊藤君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。伊藤君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

それではこれより行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず討論中にありました村山君提出の修正案を問題に供します。村山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よつて村山君提出の修正案は可決されました。

午後四時四十分散会

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて修正すべきものと議決せられま